

下請取引の適正化に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成 30 年 8 月

総 務 省

前 書 き

我が国の全雇用の7割の受皿である下請等中小企業に、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現させるため、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の運用基準及び建設業法（昭和24年法律第100号）のガイドラインの改正（違反行為事例の追加など）・周知、親事業者に対する下請代金の支払条件の改善要請（代金の現金払いの原則化など）、コスト負担の適正化や支払条件の改善を重点課題とし、書面調査・立入検査の実施、個別の相談への対応、親事業者への勧告・指導など、親事業者と下請事業者との間の適正な取引慣行の普及・定着に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、下請法違反行為に対する指導や下請取引に関する相談は年々増加しており、依然として親事業者からの不当な要求などはなくなっていないとの指摘がある。また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止されている行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等を行わないという状況もみられる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今回の調査に当たっては、下請取引の実情や現状認識を把握するため、下請事業者の方々に対して、意識調査（アンケート調査）に御協力いただくとともに、実地に訪問して抱える問題や現行の制度・仕組みや国の取組に対する御意見・御要望などをじかにお聴かせいただいた。この調査結果が今後の下請取引の適正化への一助となれば幸いである。

目 次

1	下請取引の適正化をめぐる状況	1
2	法制度の周知・啓発の状況	9
3	相談窓口の利用等の状況	22
4	取引実態・行政ニーズの把握	47

1 下請取引の適正化をめぐる状況

(1) 法制度と国の取組状況

親事業者と下請事業者との間の取引において、親事業者がその優位な立場を用いて下請事業者に対して、所定の期日までに下請代金を支払わない、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに代金を減額するなどの行為を行う場合がある。

こうした親事業者と下請事業者との間の不公正な取引を防ぎ、立場の弱い下請事業者の利益保護を図るため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易な手続で迅速かつ効果的に下請事業者を保護することを目的とする補完法として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）が制定されている。

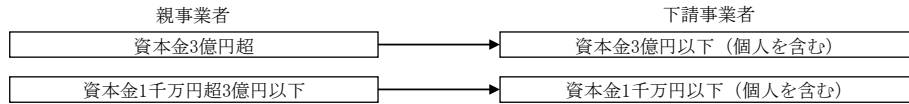
下請法は、建設業を営む者が請け負う建設工事の再委託等を除く幅広い分野について、図表1-①のとおり、対象となる下請取引の範囲、書面交付義務など親事業者が遵守すべき義務、下請代金の支払遅延の禁止など下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政機関による報告徴収及び検査の権限（下請法第9条）や勧告の権限（下請法第7条）などを規定している。

図表 1-① 下請法の概要

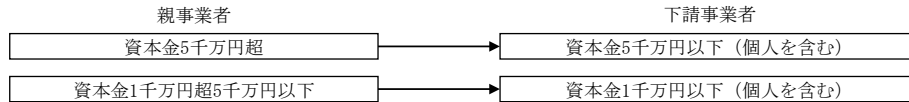
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物の作成・役務提供委託^(注)

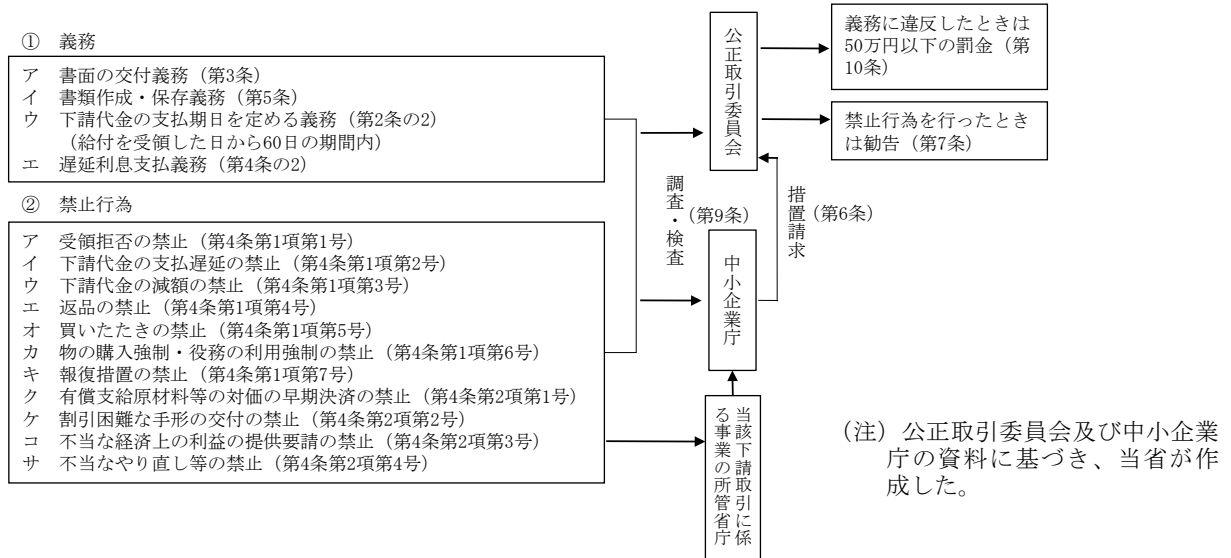


② 情報成果物作成・役務提供委託(政令で定めるものを除く^(注))



(注) 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

(3) 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止行為 (第4条第1項、第2項) 並びに調査権 (第9条) 及び勧告 (第7条)



建設業を営む者が請け負う建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）において、親事業者との取引を行う下請事業者の保護を図っている。同法は、以下のような建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が遵守すべき義務や親事業者が下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政庁による報告徴収及び検査の権限（建設業法第 31 条）、指導、助言及び勧告の権限（建設業法第 41 条）、監督処分（指示及び営業停止）の権限（建設業法第 28 条）などを規定している。

- ・ 書面による契約締結の義務（建設業法第 19 条第 1 項）
- ・ 工事着工前の契約締結の義務（建設業法第 19 条第 1 項）
- ・ 書面による変更契約締結の義務（建設業法第 19 条第 2 項）
- ・ 指値発注の禁止（建設業法第 19 条の 3）
- ・ 下請代金の支払遅延の禁止（建設業法第 24 条の 3 及び第 24 条の 5）
- ・ 割引困難手形の交付の禁止（建設業法第 24 条の 5 第 3 項） など

なお、下請法と建設業法では、報復措置の禁止の規定の有無^(注 1)、義務違反行為に対する罰則の有無^(注 2)などの違いがある。

(注 1) 下請事業者が親事業者の不正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすることをいい、下請法には規定があるが、建設業法には該当規定がない。

(注 2) 下請法は、書面を交付しないなどの義務違反行為に対して、50 万円以下の罰金を課す旨の規定があるが、建設業法には、書面による契約締結などの義務違反行為に対する罰則は設けられていない。

国は、下請法の運用に関する通達として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号）を、また、建設業法の解釈運用に関するガイドラインとして、「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成 19 年 6 月国土交通省総合政策局建設業課）を示すとともに、以下の取組を実施している。

① 法制度の周知啓発

下請取引を行う事業者に対し、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、知識の習得・理解に資するパンフレットの配布、講習会等を全国で開催している。

② 相談窓口の設置

公正取引委員会は本局並びに各地の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部（以下「地方事務所・支所」という。）に、中小企業庁は本庁並びに経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部（以下

「経済産業局」という。)に相談・申告窓口を置くほか、中小企業庁は、下請等中小企業の身近な相談窓口として、「下請かけこみ寺」を全国48か所に設置^(注)している。

(注) 中小企業庁の委託事業により、公益財団法人全国中小企業取引振興協会及び各都道府県に設置された中小企業振興機関が運営している。

また、国土交通省も、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(以下「地方整備局」という。)に「駆け込みホットライン」を整備し、相談や通報事案に対応している。

③ 書面調査による違反実態の把握

公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請法違反の行為を把握するため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

また、国土交通省においても、親事業者による建設業法の違反行為を把握するため、親事業者及び下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

④ 親事業者への立入検査、指導及び勧告

公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、書面調査や申告・通報を端緒として、下請法や建設業法違反が疑われる場合、必要な立入検査を行い、指導や勧告などを実施している。

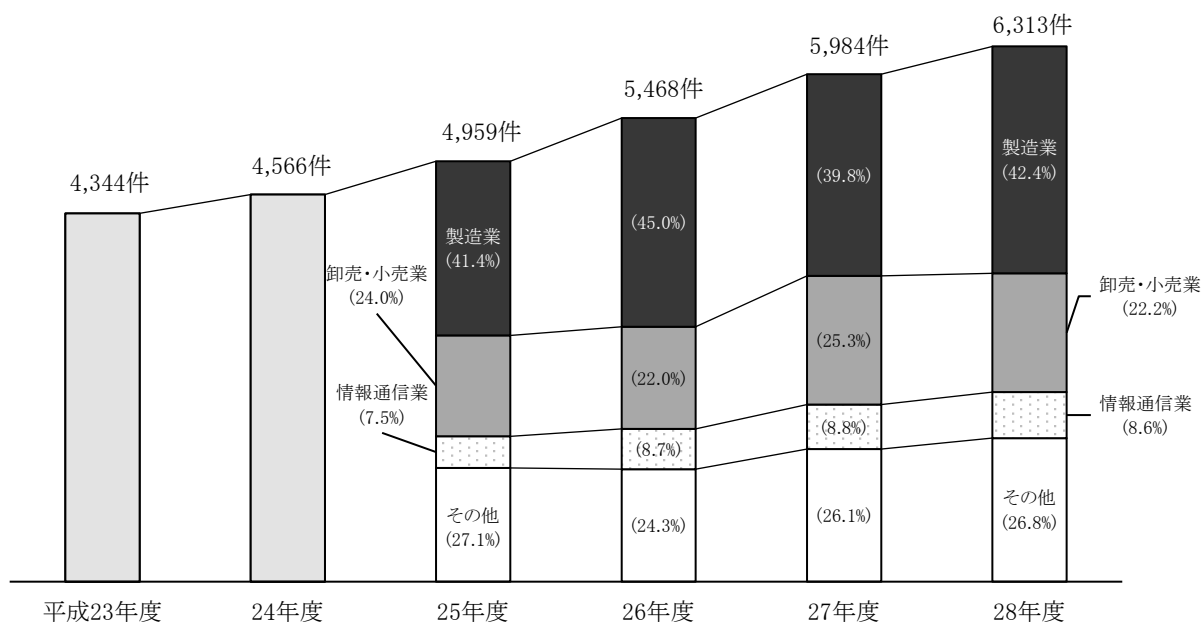
また、国は、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現するため、下請取引の適正化を含めた下請等中小企業の取引条件の改善の一環として、平成27年度から「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」に違反行為事例を追加する等内容の充実(それぞれ平成28年12月、29年3月に改正)、業界団体による取引慣行や取引条件の自主的な見直しの促進(30団体が自主行動計画を策定)とその取組状況のフォローアップなどを行っている。また、中小企業庁では、平成29年1月から、取引調査員(以下「下請Gメン」という。)による下請取引の実態把握を開始して

いる。

(2) 下請取引の現状

下請取引の現状をみると、公正取引委員会が行った下請法違反に対する措置件数（指導又は勧告）は、図表 1-②のとおり、平成 23 年度 4,344 件から 28 年度 6,313 件に増加している。業種別では、一貫して製造業の占める割合が最も高く、平成 28 年度は 42.4%と 4 割強を占めている。

図表 1-② 公正取引委員会による下請法違反に対する措置件数の推移



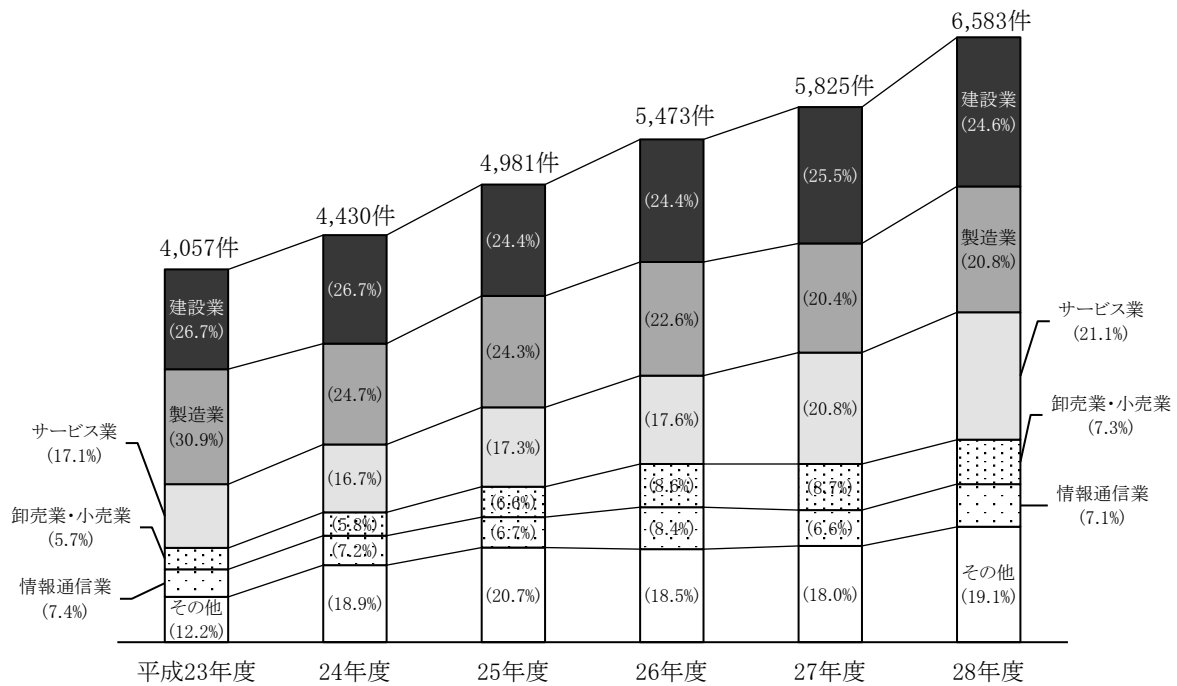
(注 1) 公正取引委員会の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 「その他」は、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、サービス業などである。

(注 3) 平成 23 年度及び 24 年度の業種別の内訳については、25 年度以降の分類と異なっているため記載していない。

また、下請かけこみ寺が受け付けた下請取引に関する相談件数は、図表 1-③のとおり、平成 23 年度 4,057 件から 28 年度 6,583 件に増加しており、業種別では、一貫して建設業、製造業及びサービス業の占める割合が高くなっている。駆け込みホットラインへの通報も、図表 1-④のとおり、1,700 件前後を維持した状態となっている。

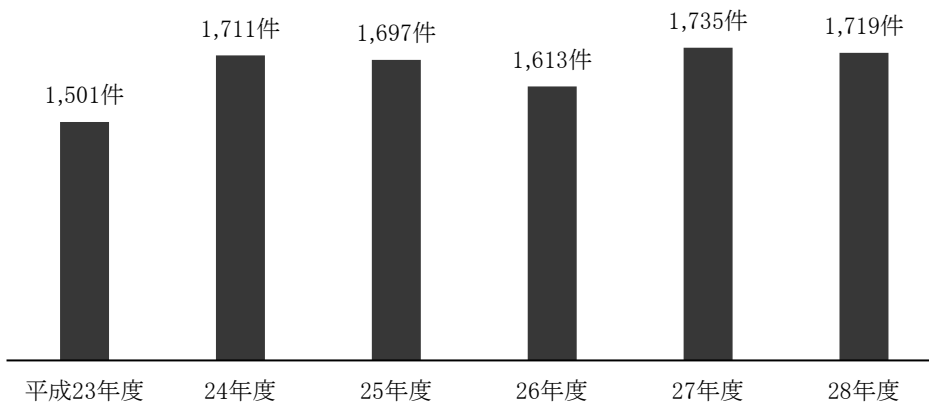
図表 1-③ 下請かけこみ寺の相談受付件数の推移



(注 1) 中小企業庁の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 構成比は、四捨五入により表記しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-④ 駆け込みホットラインへの通報件数の推移



(注 1) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 下請取引関係の件数区分はなく、建設業法全般の通報件数である。

当省が下請事業者^(注 1) に対して行った意識調査^(注 2) の結果 (以下「意識調査の結果」という。) では、図表 1-⑤のとおり、下請事業者の 3 割超 (製造業 26.9%、建設業 43.4%) が、親事業者から禁止行為 (下請法又は建設業法に基づき、親事業者が遵守しなければならない義務に違反す

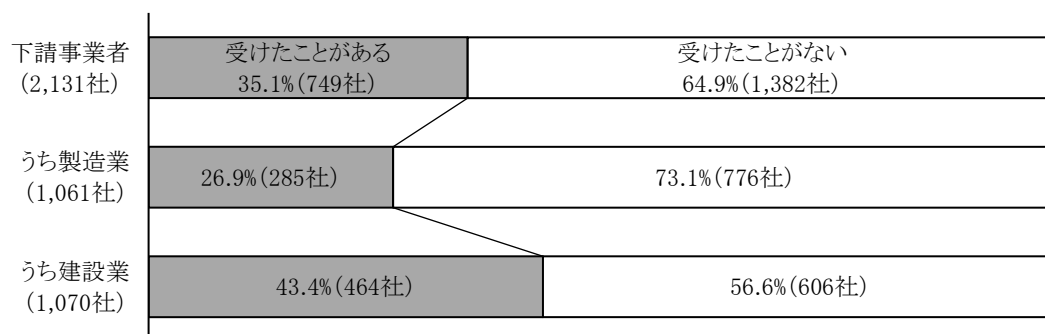
る行為や、親事業者が下請事業者に対して行うことが禁止されている行為。以下同じ。)に該当し得る行為^(注3)を受けたことがあると回答している。

(注1) 調査時点において取引を行っていない事業者等も含まれていることから、下請法又は建設業法上の下請事業者(建設業法では下請負人という用語を使用している。)であるとは限らない(以下、調査対象とした「下請事業者」について同じ。)

(注2) 調査対象：全国11の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者(資本金1,000万円以下)5,000社、建設業者(資本金500万円未満)5,000社、計10,000社
 調査時期：平成29年11月13日～12月1日
 回収結果：製造業1,493社、建設業1,208社、計2,701社(回収率27.0%)

(注3) 当省が、調査対象の下請事業者に対し、下請法又は建設業法上の禁止行為を示した上で、これらの禁止行為を親事業者から受けたことがあるとの回答を得たもの。公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省による事実認定を受けたものではない。(以下「禁止行為に該当し得る行為」について同じ。)

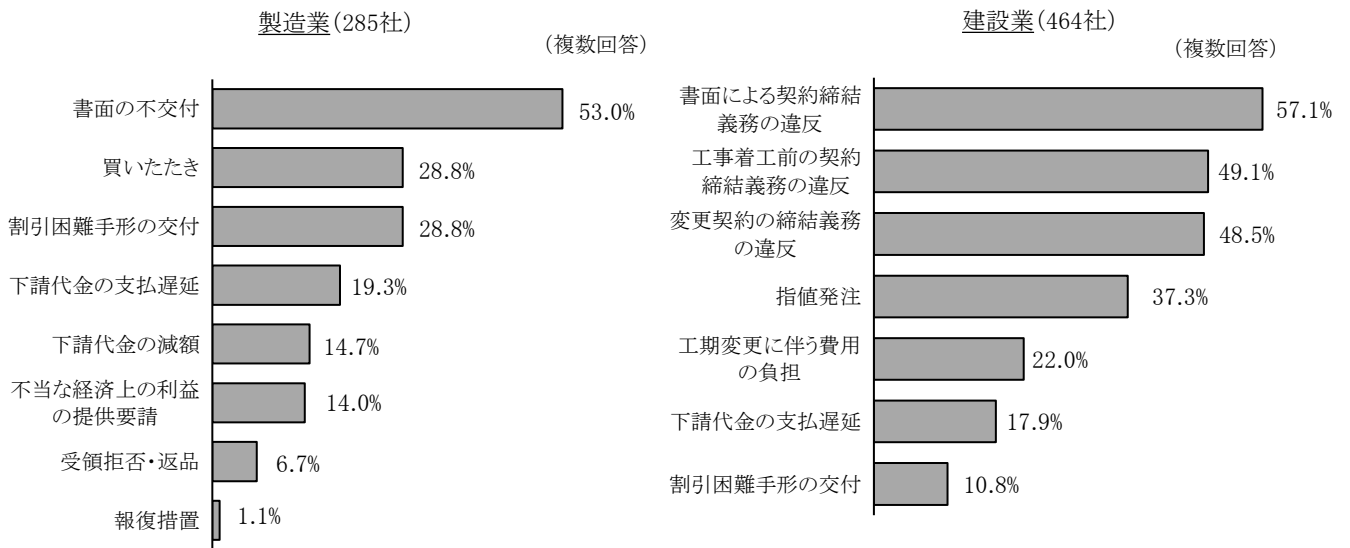
図表1-⑤ 禁止行為に該当し得る行為を受けた下請事業者の割合



(注) 意識調査の結果による。

なお、下請事業者が受けた行為の類型としては、図表1-⑥のとおり、製造業者では、「書面の不交付」が最も多く53.0%、次いで、「買ったたき」と「割引困難手形の交付」がそれぞれ28.8%となっている。また、建設業者では、「書面による契約締結義務の違反」が最も多く57.1%、次いで、「工事着工前の契約締結義務の違反」が49.1%、「変更契約の締結義務の違反」が48.5%などとなっている。

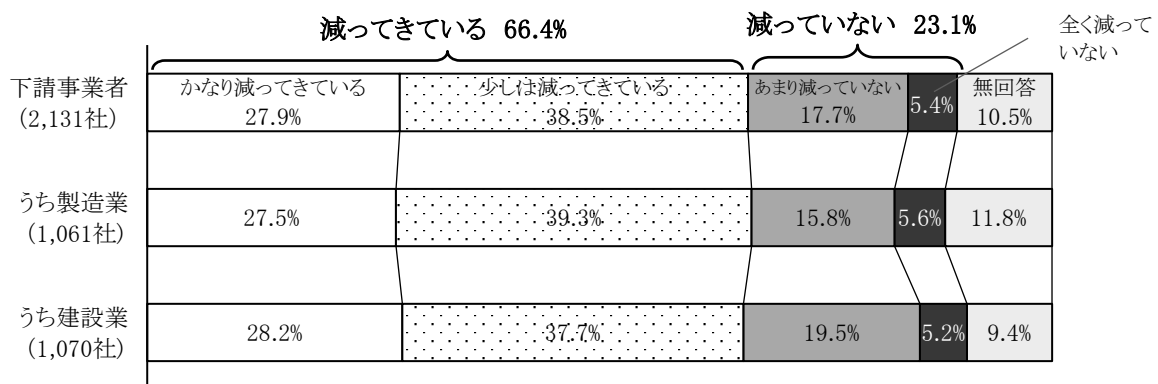
図表 1-⑥ 下請事業者が受けた行為の種類



(注) 意識調査の結果による。

また、意識調査の結果では、「下請いじめは減ってきていると感じますか」との問いに対し、図表 1-⑦のとおり、下請事業者の約 7 割が「減ってきている」とする一方で、2 割強の下請事業者は「減っていない」と回答しており、依然として「下請いじめ」がなくなっていない状況となっている。

図表 1-⑦ 下請いじめに関する下請事業者の意識



(注) 意識調査の結果による。

2 法制度の周知・啓発の状況

(1) 国等による講習会等の実施状況

下請取引を行う事業者に対して、図表 2-①のとおり、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、基礎知識（法の適用範囲、禁止行為など）の習得・理解に資する講習会を、毎年 11 月の下請取引適正化推進月間（建設業は「建設業取引適正化推進月間」）を中心として、主に平日昼間の時間帯に都道府県庁所在市で開催している。なお、「建設業取引適正化推進月間」実施要領において、各都道府県も、各地方整備局と連携しあるいは独自に建設業法に関する講習会等を、極力推進月間内に開催することとされている（注）。

（注）調査した 10 都道府県における平成 26 年度から 28 年度までの講習会の開催状況をみると、7 都道府県については、毎年度、地方整備局と共催又は単独で講習会を開催していた。3 都道府県については、地方整備局と管内の都道府県が共催により毎年度、管内 1～2 か所で講習会を行うこととしているが、上記期間中は他の都道府県内で開催されたことなどから、開催実績はなかった。

図表 2-① 基礎的な講習会の開催状況

実施機関	講習会名	内容	対象者	開催時期	開催地	開催時間帯	開催実績 (平成 28 年度)
公正取引委員会・中小企業庁	下請取引適正化推進講習会	下請法の適用対象、親事業者の義務、禁止行為についての解説等	下請取引を行う事業者	11 月 （「下請取引適正化推進月間」中）	主に各都道府県の県庁所在市	平日昼間	62 回 (注 3)
公正取引委員会	基礎講習会	下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識の解説等	下請法等の基礎知識の習得を希望する者	5～10 月、 12 月～3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間	55 回 (注 3)
中小企業庁 (外部委託により実施)	下請代金法に関する講習会(基礎コース)	下請法の目的、親事業者の義務、禁止行為、下請代金の支払手段についての解説等	製造業、卸売業、小売業、サービス業及び運輸業に属する下請取引のある親事業者において下請取引業務を管理する者(下請事業者の受講も可)	5～3 月	各都道府県の県庁所在市及び主な都市	平日昼間 (注 4)	258 回

実施機関	講習会名	内容	対象者	開催時期	開催地	開催時間帯	開催実績 (平成 28 年度)
国土交通省 都道府県	建設業講習 会	建設産業の 現状と最近 の取組、建 設業法令遵 守について の解説 等	建設業者	主に 11 月 (「建設 業取引適 正化推進 月間」 中)	各都道府 県の県庁 所在市及 び主要都 市	平日昼間	57 回 (注 3)

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 公正取引委員会及び中小企業庁では、上記のほか、基礎知識の習得・理解を前提としてケーススタディ等を通じた、より高度な講習会も開催している。

(注 3) 開催実績は、調査した公正取引委員会の本局、5 事務所及び 2 支所、8 経済産業局、7 地方整備局並びに 7 都道府県（平成 28 年度に講習会の開催実績がない 3 都道府県を除く。）が開催したものの実績の合計（地方整備局と都道府県が共催したものについては 1 回とカウントしている。）である。

(注 4) 講習会の事業受託者が自ら計画して開催するのが基本であるが、事業者からの要望に応じて土曜日に開催した実績（平成 28 年度：3 回）がある。

調査した公正取引委員会の本局、5 事務所及び 2 支所、中小企業庁本庁及び 8 経済産業局、国土交通省の 7 地方整備局並びに 7 都道府県（平成 26 年度から 28 年度までの間に講習会の開催実績がない 3 都道府県を除く。）における講習会の開催案内の状況をみると、いずれも、ホームページに掲載して参加者を募集していた（一部、Twitter や Facebook など SNS を併用する例もあった。）ほか、メールマガジンを活用して案内している例や、事業者団体等を通じて案内している例、立入検査の際に案内している例がみられた。なお、公正取引委員会の事務所及び支所、経済産業局の一部では、資本金額が一定規模の事業者に対して個別に案内している例はあるが、親事業者や下請事業者を特に区別することなく案内しており、下請業者に絞って参加を案内している例はみられなかった。その理由として、例えば、公正取引委員会では、下請法は親事業者を規制する法律のため、まずは親事業者に下請法をしっかりと理解してもらうことが大事であるためとしており、また、中小企業庁では、親事業者、下請事業者いずれの立場であっても法律の内容を理解することに変わりはないとして、親事業者と下請事業者を区別することはしていないとしている。

このほか、法制度に関するパンフレットの配布のほか、公正取引委員会

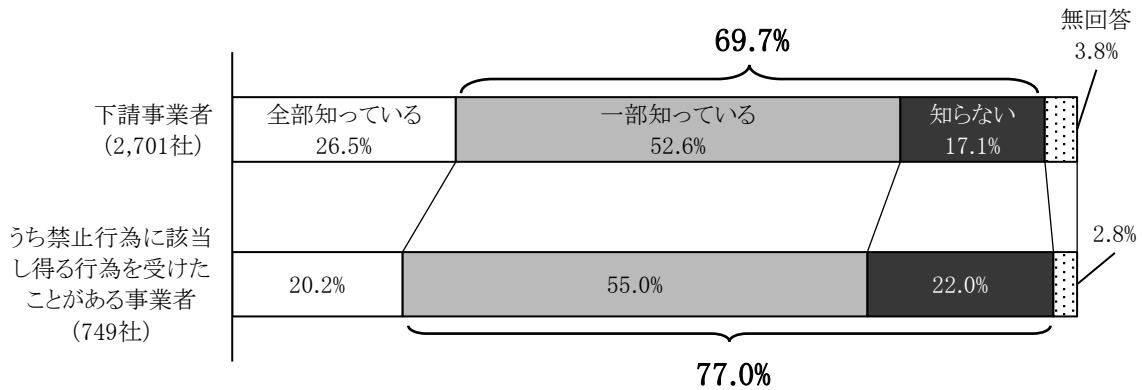
の本局及び各事務所では、中小事業者からの要請に応じて職員を派遣して下請法の基本的内容を説明するとともに、個別の相談にも応ずる「移動相談会」を実施している。また、公正取引委員会の本局及び事務所、経済産業局並びに地方整備局では、業界団体等が主催するセミナー等への講師派遣を実施している。さらに、都道府県においても、業界団体が主催する研修等への講師派遣を実施している例がみられた。

(2) 下請事業者の法制度の認知・理解の状況

国及び都道府県は、上記のとおり法制度の周知・啓発に取り組んでいるが、意識調査の結果によると、図表 2-②のとおり、法による禁止行為について、「全部知っている」と回答した下請事業者が 26.5%であるのに対し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した下請事業者は 69.7%であり、約 7 割の下請事業者は法による禁止行為を必ずしも十分に理解していない状況となっている。

禁止行為に該当し得る行為を受けたことがあると回答した下請事業者に限ると、「全部知っている」と回答した下請事業者は 20.2%と更に減少し、「一部知っている」又は「知らない」と回答した者は計 77.0%に及んでいる。このように、禁止行為に該当し得る行為を受けていながら、その大部分の下請事業者はそうした行為が法によって禁止されていることを必ずしも十分に理解していない実態にある。

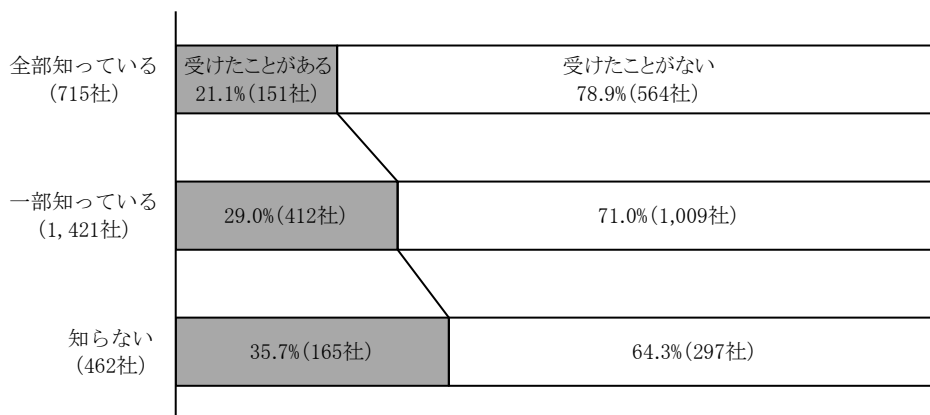
図表 2-② 下請事業者の禁止行為の認識状況



(注) 意識調査の結果による。

また、それぞれの認識状況別に、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者の割合をみると、図表 2-③のとおり、「全部知っている」と回答した下請事業者では 21.1%、「一部知っている」では 29.0%、「知らない」では 35.7%となっており、法による禁止行為を十分に理解していない下請事業者は、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある割合が高い傾向となっている。

図表 2-③ 認識状況別の禁止行為に該当し得る行為を受けたことのある下請事業者の割合

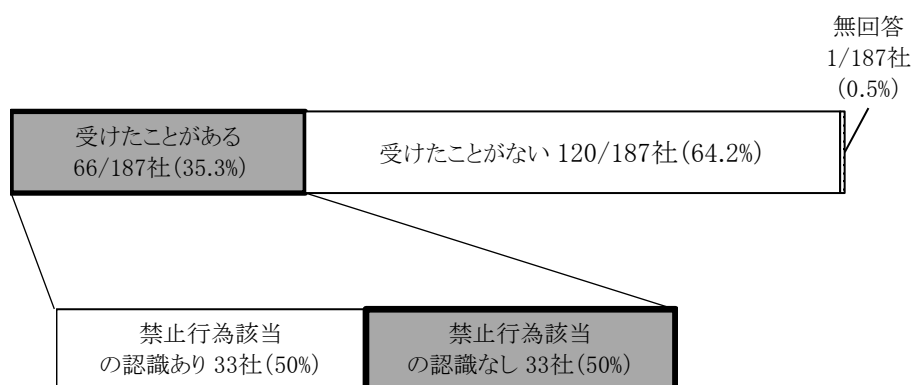


(注) 意識調査の結果による。

当省が下請事業者 187 社（うち製造業者 119 社、建設業者 68 社）を対象として実地に調査した結果（以下「実地調査の結果」という。）では、

図表 2-④のとおり、禁止行為に該当し得る行為を実際に受けたことがある下請事業者の半数は、その認識がない状況にあった。

図表 2-④ 禁止行為に該当し得る行為を受けたことの認識の有無



(注) 実地調査の結果による。

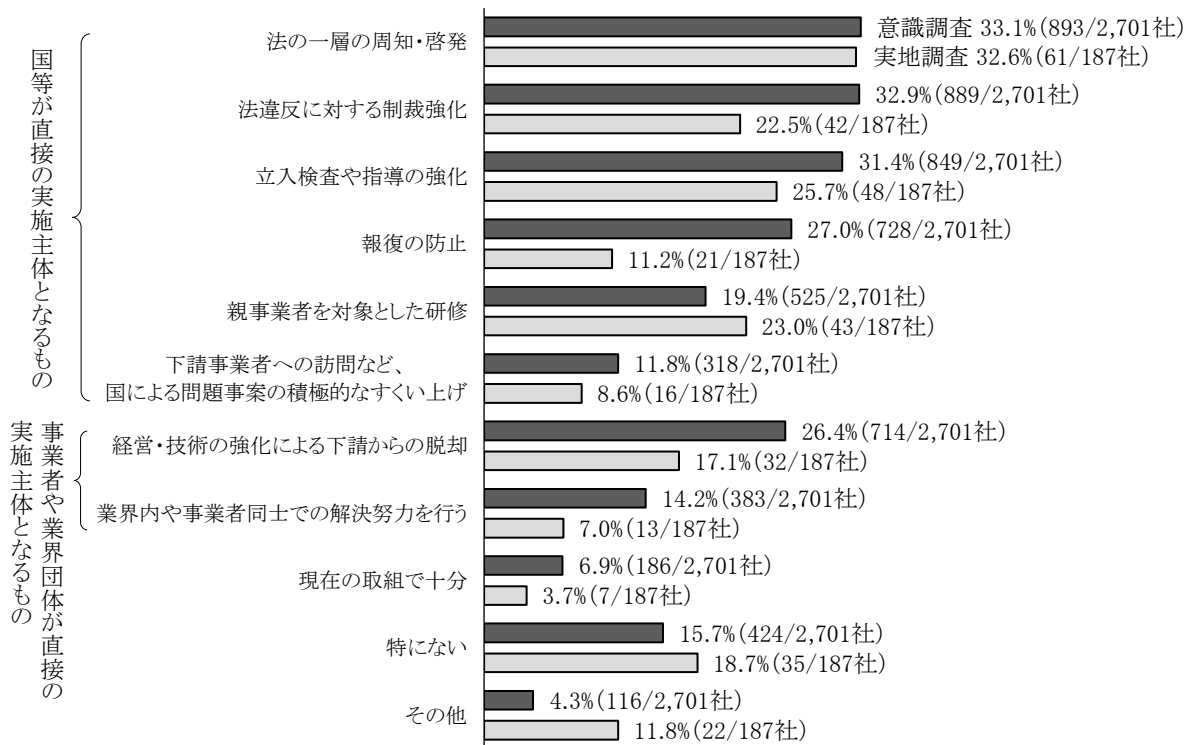
(3) 下請事業者の講習会への参加状況及び参加機会の確保に係る国等の取組

「下請いじめをなくすために必要な取組」について、意識調査の結果では、図表 2-⑤のとおり、様々な意見要望がみられたが、「法の一層の周知・啓発」を挙げる下請事業者が多い。具体的には、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答しており、業種別では、図表 2-⑥のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要と回答している。

また、実地調査の結果でも、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。(他の意見要望については後掲 4(1) 参照)

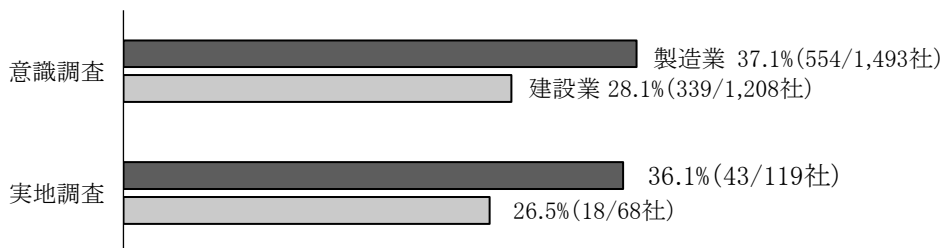
図表 2-⑤ 下請いじめをなくすために必要な取組

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

図表 2-⑥ 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見 (業種別)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが法違反の是正の端緒となる、また、親事業者に対するけん制効果となるなどとして、下請法や建設業法の基礎的な知識を得たい、知識獲得のために講習会に参加したいといった知識獲得の意向やその必要性に関する意見要望が聴かれた。

【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な

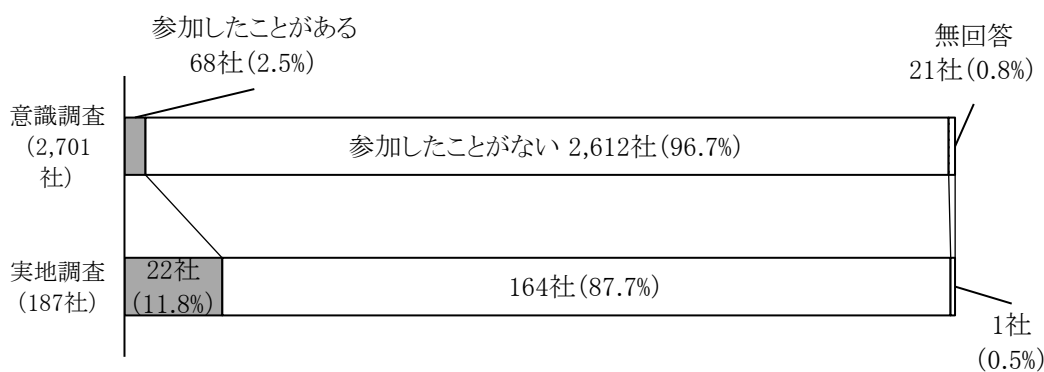
要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。（製造業者）

② 下請事業者が下請法を知ることは親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。（製造業者）

③ 法律の知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合いができるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。（建設業者）

しかしながら、実際の講習会への参加状況をみると、図表 2-⑦のとおり、意識調査の結果では 2,701 社のうち 68 社（2.5%）、実地調査の結果でも 187 社のうち 22 社（11.8%）が「参加したことがある」と回答しており、参加率は低い状況にある。

図表 2-⑦ 国等が開催する講習会への参加状況



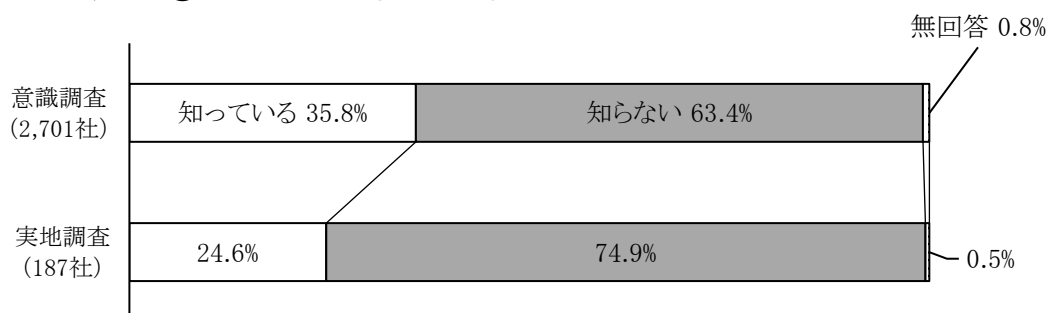
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請事業者の講習会への参加率が低い原因は、主に、①講習会の開催自体を知らない、②時間、場所の都合が合わないことにあるものとみられる。

具体的には、図表 2-⑧のとおり、国等が開催する講習会について、意識調査の結果では、開催していることを「知っている」と回答した下請事業者は 35.8%であるのに対し、「知らない」と回答した下請事業者は

63.4%となっている。また、実地調査の結果でも、「知っている」と回答した事業者は 24.6%であるのに対し、「知らない」と回答した事業者は 74.9%となっている。

図表 2-⑧ 国等が開催する講習会の認知状況

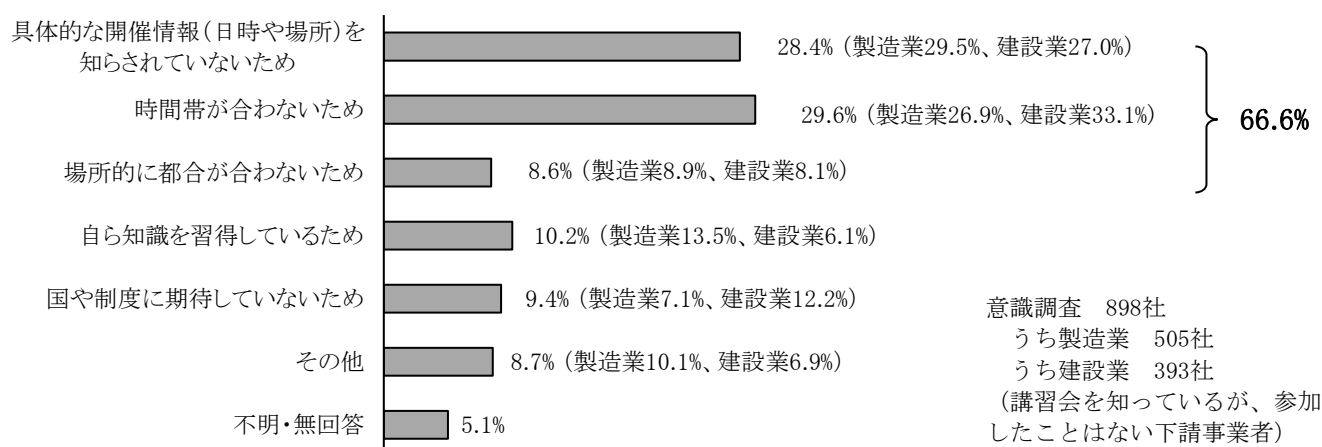


(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

また、講習会に参加していない理由について、意識調査の結果によると、図表 2-⑨のとおり、「具体的な開催情報（日時や場所）を知らされていないため」と回答したものが 28.4%、「時間帯が合わないため」及び「場所的に都合が合わないため」と回答したものが合わせて 38.2%と、開催を知らないか、時間や場所の都合が合わないとする者で約 7 割を占める。

なお、「自ら知識を習得しているため」及び「国や制度に期待していないため」と回答したものは、それぞれ 10.2%、9.4%と少ないため、講習会に参加する必要はないと考えている下請事業者は相対的に少ないものとみられる。

図表 2-⑨ 講習会に参加していない理由



(注1) 意識調査の結果による。

(注2) この設問は、一つだけ回答するよう求めているが、複数回答しているものについては「不明」として処理している。

また、実地調査の結果では、下請事業者から、次のとおり、平日の昼間は多忙であるため平日夕方以降や土日の開催を望む意見が聴かれ、平日昼間のみの開催では事業者のニーズに応えられないことがうかがわれる。

【主な意見】

- ① 従業員が少なく、平日の日中は多忙であり、講習会には会社の代表者が参加することになるため、平日の夜間や土日の開催であればありがたい。(製造業者)
- ② 下請取引で困っているような事業者は、従業員数の少ない小規模事業者が多く、社長自身も現場で仕事をしており1人でも仕事から抜けてしまうと事業が回らなくなってしまうため、平日の夕方以降の方が参加しやすい。(製造業者)
- ③ 比較的規模が大きい事業所では平日昼間でも対応可能と思われるが、小規模事業者で、社長がプレイングマネージャーのような会社の場合は、土日祝日や夜間の開催であれば、参加しやすい。(製造業者)
- ④ 平日は朝早くから夕方まで現場に行くことが多いので、日中よりも夕方のほうが参加しやすい。(建設業者)

- ⑤ 平日は、工事現場での工事があり多忙であるため、参加することは難しい。土日は、休日であるため平日よりは参加しやすい。（建設業者）

しかし、今回調査した国及び都道府県における講習会の開催状況をみると、一部の機関で以下のように開催場所等について見直すなどの対応がみられたものの、平日夕方以降や土日の開催のニーズに対し、特段の見直しや工夫をした例はみられなかった（ただし、中小企業庁では、講習会の開催を希望する事業者からの求めに応じて土曜日に講習会を開催した例あり。また、九州地方整備局では、平日 18 時以降又は土曜日に開催された業界団体主催の講習会に講師を派遣した例あり。）。

【受講者アンケート結果を踏まえ、開催場所、開催回数等を見直した例】

- ① 公正取引委員会の東北事務所は、宮城県で開催する基礎講習会について、平成 26 年度は白石市で、27 年度は大崎市で開催していたが、受講者の要望を踏まえ、28 年度は仙台市で開催した。
- ② 公正取引委員会の近畿中国四国事務所は、受講者の要望を踏まえ、大阪市で開催する講習会の回数を 1 回から 3 回に増やした。
- ③ 公正取引委員会の近畿中国四国事務所中国支所は、受講者の要望を踏まえ、管内で開催する講習会の各会場における募集定員を増やした。

【講習会に参加した事業者の元請比率を把握している例】

神奈川県は、開催する建設業講習会受講者に対するアンケートにおいて、元請比率（元請下請の割合）について調査している。

これによると、平成 28 年度では、元請比率が約 95%以上の事業者は全回答者の 24.0%、約 70%以上 95%未満は 27.2%、約 50%以上 70%未満は 15.3%となっており、約 50%以上の事業者は全体で 66.5%、元請比率が約 50%以下の事業者は全体で 33.5%となっていた。

神奈川県は、今後、下請比率が高い（元請比率が低い）事業者に対して、下請取引の適正化に関する知識を習得させる必要があると考えることから、講習会への参加について建設業団体を通じた働き掛けや県からのアプローチを検討したい、また、元請比率別の事業者のニーズを踏まえ、講習会のテーマ選定や県の施策展開に活用していきたいとしている。

また、以下のとおり、講習会の定員充足率が低いにもかかわらず、案内方法や開催場所などの見直しを特段行っていない例がみられるなど、参加を確保しようとする積極的な取組は必ずしも十分とはいえない状況にある。

【定員充足率が低いにもかかわらず特段の見直しを行っていない例】

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引適正化推進月間中、下請取引適正化推進講習会を各地で開催しており、公正取引委員会の各事務所及び各経済産業局が毎年同一地域で、隔年で交互に講習会を開催している。

今回、当省が公正取引委員会の本局、5事務所及び2支所並びに8経済産業局における講習会の開催状況を調査したところ、図表 2-⑩のとおり、経済産業局が主催する回は、公正取引委員会の地方事務所が主催する回に比べ定員充足率が低くなっている傾向がみられ、中には5割を下回る例も散見される状況にあるが、経済産業局では、これまで案内方法や開催日時を見直していない。

図表 2-⑩ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況（九州ブロックの主な例）

（単位：人、％）

開催地	平成26年度			27年度			28年度		
	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
福岡市	130	111	85.4	125	116	92.8	130	148	113.8
佐賀市	70	57	81.4	70	54	77.1	70	47	67.1
長崎市	100	34	<u>34.0</u>	70	65	92.9	100	47	<u>47.0</u>
熊本市	80	72	90.0	80	50	62.5	80	53	66.3
大分市	100	30	<u>30.0</u>	70	61	87.1	100	56	56.0
宮崎市	60	41	68.3	60	37	61.7	60	61	101.7
鹿児島市	100	46	<u>46.0</u>	80	74	92.5	100	39	<u>39.0</u>

（注1）当省の調査結果による。

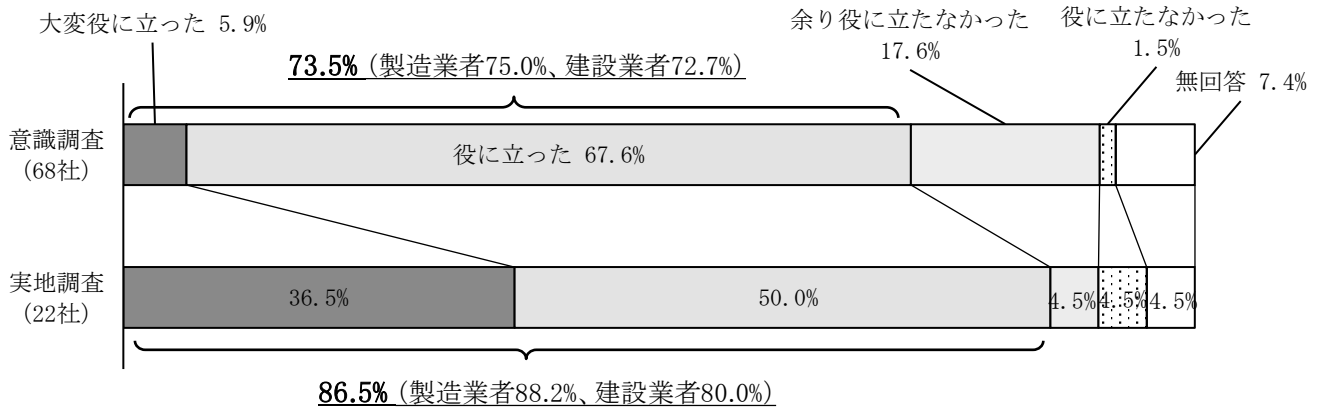
（注2）表中の□は公正取引委員会九州事務所が、■は九州経済産業局が主催したものである。

（注3）定員充足率が5割を下回っているものに下線を付している。

（注4）九州ブロックでは、この他福岡市で各年度1回、北九州市で各年度1～2回開催している。

以上のように、国及び都道府県の各機関による講習会については、下請事業者のニーズに応じて参加を確保するための取組が十分とは言い難く、現に実際の参加は低調な実績となっている（前掲図表 2-⑦を参照）。しかし、当省の調査結果によると、講習会に実際に参加したことのある下請事業者の約7割から8割がその内容について役立ったと評価している。具体的には、図表 2-⑪のとおり、意識調査の結果では、「大変役に立った」又は「役に立った」との回答が73.5%（製造業者75.0%、建設業者72.7%）、また、実地調査の結果でも、「大変役に立った」又は「役に立った」との意見が86.5%（製造業者88.2%、建設業者80.0%）と、役に立ったとする下請事業者が多い。このように、講習会は下請事業者にとっておおむね有用なものであるにもかかわらず、その恩恵や機会が下請事業者十分に届いていないという状況がみられる。

図表 2-⑪ 国等が開催する講習会に参加した下請事業者の評価



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

以上のように、下請事業者の法制度に対する理解は決して十分とはいえない状況にあり、下請事業者には基本的な知識を具備する必要性やそのニーズも存在するが、国及び都道府県が開催する講習会への実際の参加は低調となっている。

この主な原因は、講習会の開催自体が十分に知られていないことや、時間や場所で事業者の都合が合わず参加が困難であることにある。他方、この点についての国及び都道府県の各機関の対応や工夫は必ずしも十分に行われておらず、下請事業者のニーズに十分応えられていない状況にあるが、講習会の有用性は十分認められることから、講習会の受講機会の一層の提供が求められる。

【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、下請事業者の法制度に対する理解を増進する観点から、下請事業者のニーズ等を踏まえ、案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会の一層の確保を図る必要がある。また、国土交通省は、都道府県に対して、講習会の運営について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。

3 相談窓口の利用等の状況

(1) 窓口の設置状況

国は、下請取引をめぐる事業者が抱える個別の問題や悩みに即して、その解決を図るため、下請取引に関し、事業者からの相談等を受け付ける窓口を各地に設置している。公正取引委員会は本局及び地方事務所・支所に、中小企業庁は本庁及び経済産業局に、それぞれ下請取引に係る窓口を設置し、事業者からの相談等を受け付け、申告事案については、必要に応じて事実確認や立入検査を行った上で、下請法違反が確認された場合には指導、勧告・公表などの対応を行っている。

また、中小企業庁は、ブロック機関である各経済産業局の窓口とは別に、全国48か所に「下請かけこみ寺」を設置し、下請等中小企業からの相談等に対し、問題の解決に向けた助言等を行うとともに、下請法違反になり得るものであり、相談者（下請事業者）が法の厳正な執行を求める事案については、下請かけこみ寺の本部（公益財団法人全国中小企業取引振興協会が役割を担っている。以下「下請かけこみ寺本部」という。）を経由して経済産業局に取り次ぐこととしている。なお、事案を取り次いだ経済産業局では、自ら受け付けた案件と同様、必要に応じ事実確認等を行うなど所要の対応を行う。

国土交通省においても、地方整備局に建設関係の下請取引を含む建設業法違反に関する通報窓口として、「駆け込みホットライン」を設置しており、事業者からの相談等に対して必要な案内や助言などを行っているほか、建設業法違反になり得る事案を受け付けた場合には、必要な事実確認、検査等を実施し、違反が認められれば監督処分、指導を行っている。なお、各都道府県でも、建設業法に基づく指導監督機関の立場から、相談等を受け付け、地方整備局と同様の処理を行っている。

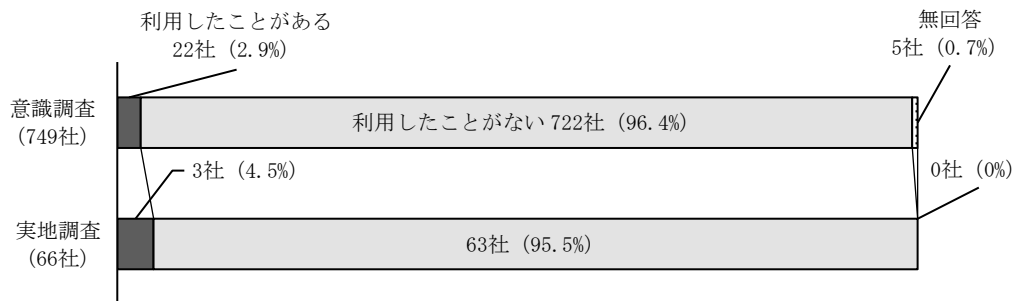
(2) 窓口の利用状況

前掲 1(2)のとおり、例えば、下請かけこみ寺が受け付けた相談件数は

年々増加している状況ではあるものの、当省が調査した結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けても相談窓口を利用する下請事業者は少数となっている。

具体的には、図表 3-①のとおり、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者 749 社のうち、相談窓口を利用したものは22社（2.9%）、実地調査の結果でも同66社のうち3社（4.5%）のみという状況にある。

図表 3-① 相談窓口を利用したことがある下請事業者の割合

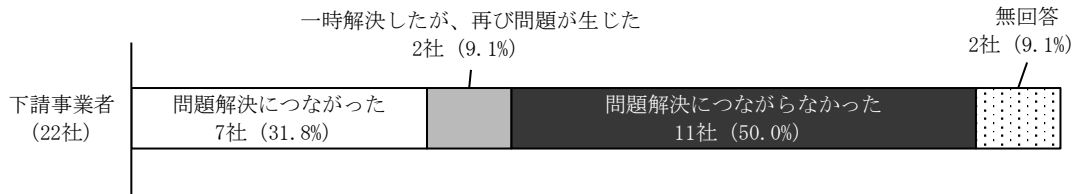


(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、相談窓口を利用していない下請事業者の対応をみると、実地調査の結果では、下請事業者 63 社のうち 29 社は、親事業者と自ら交渉するなどの対応を行っていた。一方、過半数の下請事業者（34 社）は、これまでの商慣行として、又は取引停止のリスクの懸念などから、禁止行為に該当し得る行為を甘受していた。

他方、実際に窓口を利用した事業者について、利用したことで問題の解決につながったかどうか（効果）を調べたところ、図表 3-②のとおり、禁止行為に該当し得る行為を受け、窓口を実際に利用した下請事業者 22 社のうち 7 社、約 3 割（31.8%）が「問題解決につながった」と評価している一方で、22 社のうち 11 社、5 割の下請事業者は「問題解決につながらなかった」との評価となっている。

図表 3-② 相談窓口の利用による問題解決の状況



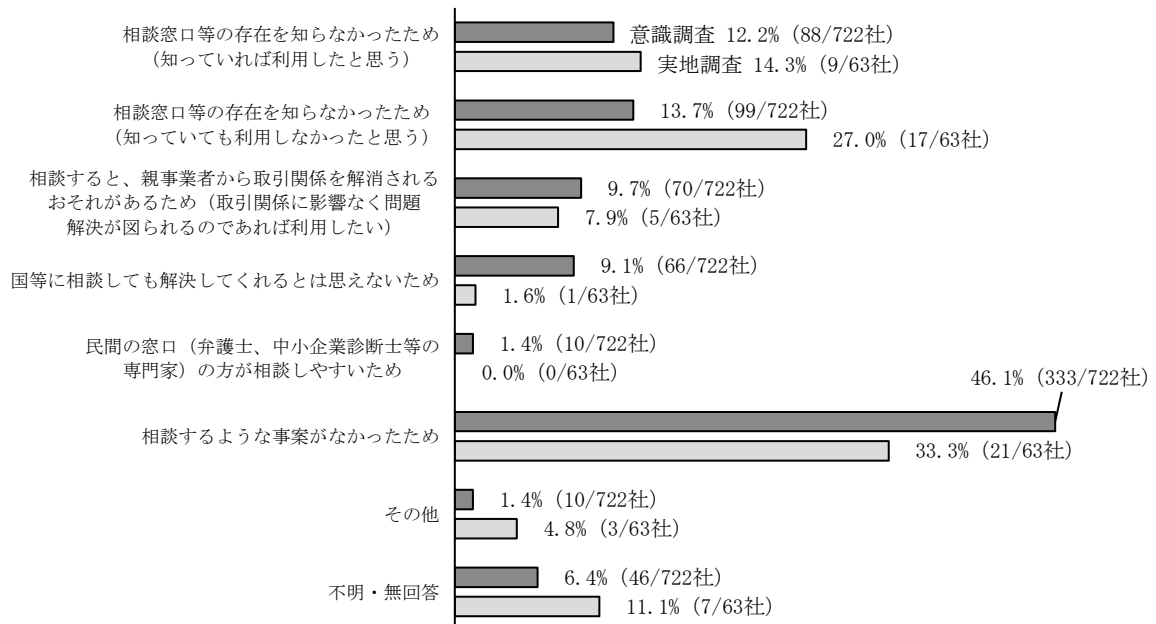
(注) 意識調査の結果による。

(3) 窓口を利用しない理由

相談窓口を利用しない理由をみると、図表 3-③のとおり、「相談するような事案がなかったため」（意識調査の結果で 46.1%、実地調査の結果で 33.3%）と回答したもの^(注)を除くと、主に、①窓口の存在を知らなかった（意識調査 12.2%、実地調査 14.3%）、②取引関係の解消を恐れて相談できなかった（意識調査 9.7%、実地調査 7.9%）ことを挙げている。

(注) 「相談するような事案がなかった」と回答した者のうち、7割超が法の禁止行為を十分知らない事業者（意識調査の結果で 76.9%、実地調査の結果で 71.4%）であることを考慮すると、「相談するような事案がなかった」と回答した下請事業者と取引先の親事業者との間に「不当な取引がなかった」と直ちに解釈することはできないと考えられる。

図表 3-③ 相談窓口を利用しなかった理由



(注1) 意識調査及び実地調査の結果による。

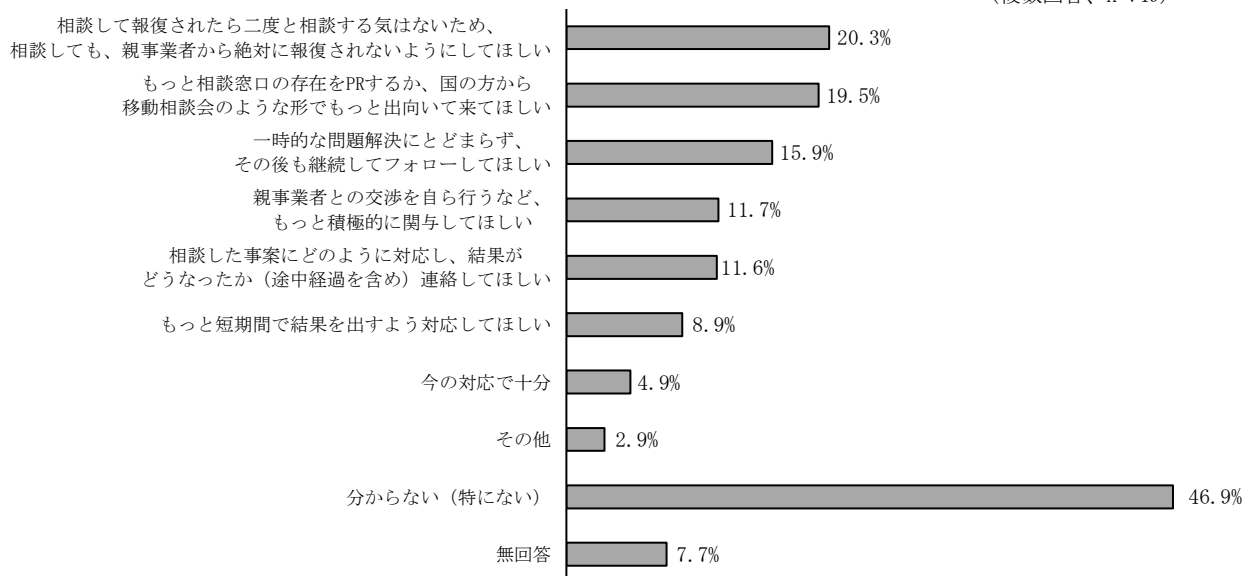
(注2) この設問は、一つだけ回答するように求めているが、複数回答しているものについて「不明」として処理している。

(4) 窓口の対応に関する要望

前掲(2)のとおり、下請事業者は禁止行為に該当し得る行為を受けても相談窓口を利用しない場合が多い。そこで、窓口の対応に関してどのようなことが求められているかについてみると、意識調査の結果では、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者からは、図表 3-④のとおり、①親事業者からの報復の防止 20.3%、②窓口の周知又は国の方から出向く対応 19.5%、③継続的なフォロー15.9%、④国の積極的な関与 11.7%、⑤事案の処理結果の連絡（途中経過を含む。） 11.6%、といった意見要望が聴かれた。

図表 3-④ 窓口対応に関する下請事業者の意見要望

(複数回答、n=749)



(注) 意識調査の結果による。

(5) 窓口における事務処理の実態

ア 事務処理の概況

今回、12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県（建設業法所管部局）について、個別事案の対応を含め事務処理の状況を調査したところ、これらの窓口における下請事業者からの相談等の処理の概況は、次のとおりである^(注)。

(注) 公正取引委員会の本局及び地方事務所・支所並びに経済産業局の窓口については、受け付ける事案の多くが親事業者からのものなどであることから、下請事業者からの申告等があった場合の一般的な対応方法等は聴取しているものの、個別事案の処理状況は今回調査していない。

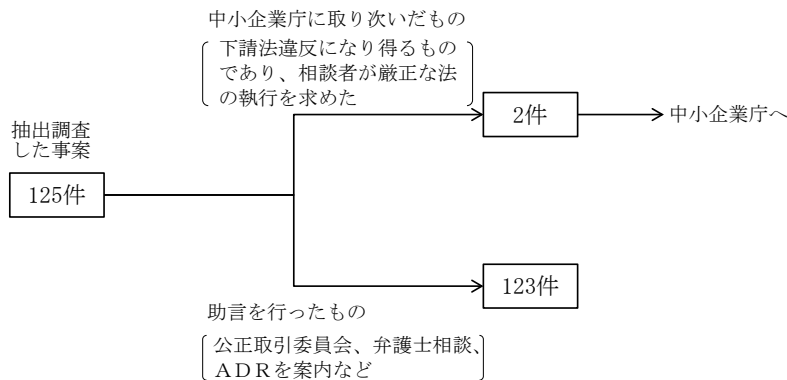
- ① 12 下請かけこみ寺が受け付けた相談等から 125 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑤のとおり、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士による無料相談や裁判外紛争解決手続（ADR）を案内するなどの教示・助言を行ったものは 123 件であった。また、下請法違反になり得るものであり、かつ、相談者が下請法の厳正な執行を求めたため、下請かけこみ寺本部を通じて中小企業庁に事案を取り次いだものは 2 件となっていた^(注2)。（なお、下請かけこみ寺全体でみても、同期間中に下請かけこみ寺本部を通じて、中小企業庁又は経済産業局に取り次いだ事案は上記 2 件のみである。）

(注1) 12下請かけこみ寺が平成27年4月から当省の調査時点（平成29年8月からおおむね11月まで。以下同じ。）までに受け付けた相談等について、1下請かけこみ寺当たり10件（下請かけこみ寺本部においては20件）を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないことにより、10件に満たない下請かけこみ寺がある。

(注2) 前掲(1)のとおり、下請かけこみ寺は下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐこととしているが、これら2件は、親事業者が全国に営業所を展開する企業である事案（1件）、下請Gメンの派遣を求める先例のない事案（1件）であったことから、経済産業局ではなく中小企業庁に取り次いでいる。

下請かけこみ寺においては、おおむね即日で相談者に助言等を行い、処理が完了（抽出調査した125件のうち122件は受付日に処理が完了）している。また、上記 2 件の中小企業庁に取り次いだ事案についても、速やかに相談者に結果が連絡されていた。

図表 3-⑤ 調査した下請かけこみ寺における相談等の処理概況



(注) 当省の調査結果による。

② 調査した 7 地方整備局（駆け込みホットライン）が受け付けた相談等から 83 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、法テラス（日本司法支援センター）などの法律相談窓口や建設工事紛争審査会^(注2)などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 75 件、建設業法違反になり得るか事実確認を行ったものは 8 件となっていた。なお、事実確認の結果、建設業法違反が確認されたことにより、文書勧告 1 件及び口頭指導 6 件を行っている。

(注1) 7地方整備局が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1 地方整備局当たり10件から20件を目安に抽出した。

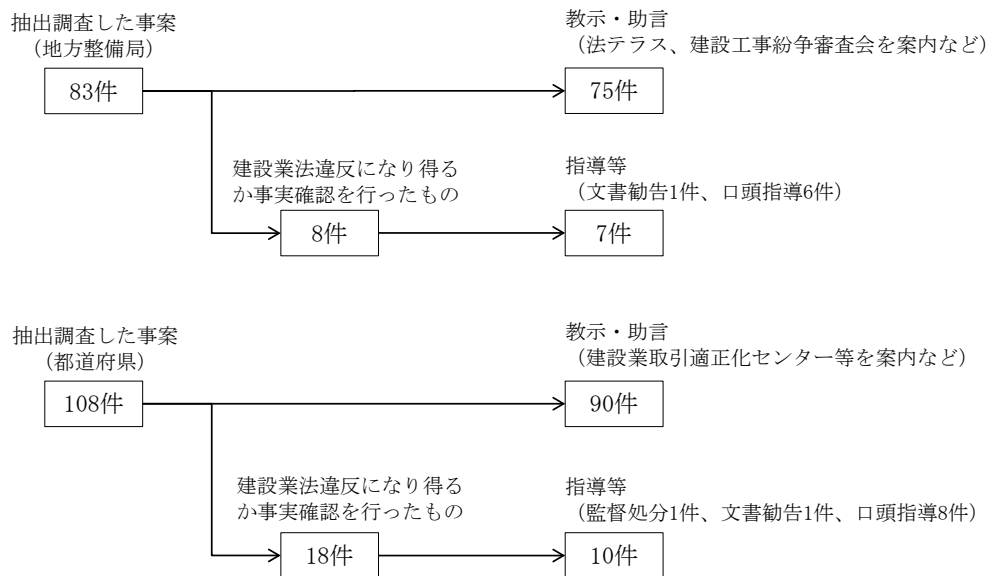
(注2) 建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき、国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関（裁判外紛争処理機関）である。

また、調査した 10 都道府県が受け付けた相談等から 108 件を抽出^(注1)して処理状況をみたところ、図表 3-⑥のとおり、建設業取引適正化センター^(注2)や建設工事紛争審査会などを案内するなどの教示・助言を行ったものは 90 件、建設業法違反になり得るか事実確認を行ったものは 18 件となっていた。なお、事実確認の結果、建設業法違反が確認されたことにより、監督処分 1 件、文書勧告 1 件及び口頭指導 8 件を行っている。

(注1) 10都道府県が平成27年度から当省の調査時点までに受け付けた相談等について、1 都道府県当たり10件から20件を目安に抽出した。なお、受付事案が少ないこと等により、半数の都道府県は10件未満となっている。

(注2) 建設業取引適正化センターは、国土交通省の委託事業により、公益財団法人建設業適正取引推進機構が東京都及び大阪府に設置しており、建設工事の請負契約をめぐるトラブルについて、弁護士等の相談指導員が無料で相談に応じている。

図表 3-⑥ 調査した地方整備局及び都道府県における相談等の処理概況



(注) 当省の調査結果による。

イ 窓口における実際の対応状況（下請事業者の要望との比較検証）

調査対象 12 下請かけこみ寺、7 地方整備局及び 10 都道府県における受付事案の実際の対応状況について、下請事業者の窓口の対応に関する意見要望（前掲(4)）と照らし合わせつつ分析したところ、以下のような結果がみられた。

（窓口の周知又は国の方から出向く対応）

前掲(3)のとおり、窓口の存在自体が十分知られていないが、今回の調査結果では約 2 割の下請事業者から、「もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いてきてほしい」との意見要望が示されている。

窓口の周知については、現在はホームページやポスターなどによる広

報が行われているが、前掲(3)のとおり、いまだ十分に浸透しておらず、「窓口の存在を知っていれば利用したと思う」としている事業者も相当程度いることを踏まえれば、一層の周知が必要と考えられる。

また、国の方からもっと出向いていくという取組に関しては、（下請かけこみ寺などとは別の取組として）平成 29 年 1 月から、中小企業庁が下請 Gメンによる下請事業者への訪問調査を開始している（当該取組については後掲 4(3)）。

（親事業者による報復の防止）

窓口対応に関する下請事業者の意見要望のうち、今回の意識調査で最も多かったのは「相談しても親事業者から絶対に報復されないようにしてほしい」ということ、すなわち「報復の防止」であった。このことに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における対応状況をみると、下記の 1 機関を除く全ての機関において、相談等を行った後に親事業者との取引関係に影響が出ていないか（取引は継続しているか、報復が行われたおそれはないか）などの下請事業者への報復に関する状況を把握する取組は行われていなかった。

（参考）なお、公正取引委員会では、下請事業者から下請法違反の申告等を端緒として指導等を行った場合には、当該親事業者とその取引相手の下請事業者（親事業者から提供されるリストによる）に対して、事後に行う書面調査により、報復が行われていないか確認しているとしている。

【相談対応後に下請事業者の取引の状況をフォローしている例】

下請センター東京（東京都に置かれている下請かけこみ寺）は、相談対応後の状況把握と相談業務の改善にいかすため、平成 21 年度から毎年、前年度に受け付けた相談事案（匿名での相談や他の相談機関を紹介したもの等を除く。）について、相談者から相談後の解決状況、相談者が選択した解決のための手段、取引の継続状況を電話で聴取している。

例えば、平成 27 年度に受け付けた事案では、対象となる 235 件のう

ち 100 件について相談者から回答を得ており、その結果をみると、相談後の解決状況は、全面解決 49 件、部分解決 16 件、係争中 13 件、解決しなかった 22 件となっており、また、取引の継続状況は、継続している 13 件、継続していない 87 件となっている。

いまだ問題が解決していない場合や新たな問題が生じている場合があり、その場合には、下請事業者に対するフォローの一環として、電話で聴取している相談員がそのまま相談対応している。

なお、下請センター東京では、相談を受け付けたその翌年度のフォローでは相談者から十分な回答が得られないことがあり、より効果的な状況把握を行うため、より短い間隔で聴取することを検討したいとしている。

(継続的なフォロー)

今回の調査では、一定の事業者から、「一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい」とする意見要望があったが、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、上記のとおり、相談者等の事後の取引状況を把握する取組は行われていなかったほか、調査した地方整備局及び都道府県においては、次のとおり、相談等を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していないものが多数みられた。

(参考) なお、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者に対して指導や勧告を行った場合には、事案の内容に応じて改善報告書の提出を求め、改善措置がとられたか確認を行っているとしている。

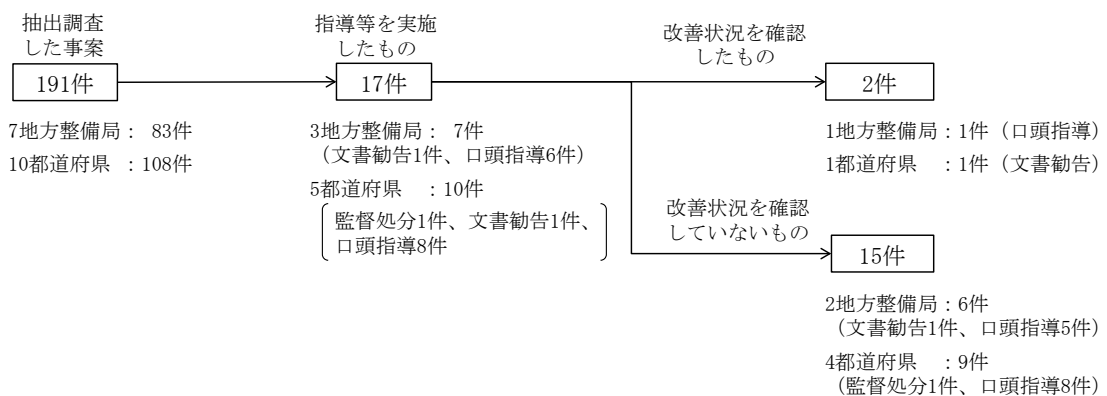
【指導等を行った後、改善措置の状況を確認していない例】

地方整備局及び都道府県では、図表 3-⑦のとおり、抽出調査した 191 件のうち 17 件（地方整備局 7 件、都道府県 10 件）について、親事業者に対する指導等を行っているが、このうち親事業者による改善措置の状況を確認

認しているものは2件（地方整備局1件、都道府県1件）のみで、残る15件（地方整備局6件、都道府県9件）については、親事業者が改善措置を講じたかどうかの確認を行っていなかった。

例えば、書面による契約締結の義務を遵守するよう口頭で指導した事案に関して、是正報告書により改善状況を確認している地方整備局の例がある一方で、書面による契約締結の義務を遵守することと「赤伝処理」（請負金額の減額処理）をしないよう口頭で指導した事案に関して、対応する職員不足を理由に親事業者の改善状況を確認していない都道府県の例があった。

図表 3-⑦ 指導等に対する改善措置の確認状況



(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 改善状況を確認していない2地方整備局は、2、3年後又は5年後を目途に、立入検査により改善措置の確認を行うと説明している。

(事案の処理結果の連絡)

今回の調査では、「相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい」とする事業者の意見要望も把握されたところである。この点に関し、建設業法違反の通報や下請法違反の申告を受けて処理した結果について、各機関における通報者や申告者への連絡状況をみると、次のとおりであった。

建設業法違反の被疑事実についての通報に関して、調査した地方整備

局及び都道府県の対応をみると、抽出調査した 191 件（7 地方整備局 83 件、10 都道府県 108 件）のうち 26 件（4 地方整備局 8 件、7 都道府県 18 件）について、通報を端緒に事実確認等を行っているが、このうち通報者に処理結果を連絡したものは 15 件（1 地方整備局 1 件、5 都道府県 14 件）となっており、残る 11 件（3 地方整備局 7 件、3 都道府県 4 件）^{（注）}は、通報者に処理結果を連絡していなかった。

（注）1 都道府県は、通報者に処理結果を連絡した場合と連絡していない場合があるため、処理結果を連絡した都道府県の数と連絡していない都道府県の数の合計は、事実確認等を行った都道府県の数と一致しない。

上記 4 地方整備局及び 7 都道府県について、通報者に対する処理結果の連絡に関する方針や考え方をみたところ、①希望する通報者に対しては、処理結果を連絡する（4 都道府県）、②事案に応じて連絡する場合と連絡しない場合がある（2 地方整備局 1 都道府県）^{（注）}、③親事業者が立入検査や指導を受けたという情報が外部に伝わると当該親事業者の評判が落ちるなど不利益が生ずるおそれがあり、通報を受け付けた際に調査結果は連絡しないと通報者にあらかじめ伝えているなどとして、事案にかかわらず、通報者に処理結果は連絡しない（2 地方整備局、2 都道府県）となっており、機関ごとに取り扱いが異なっていた。

（注）例えば、1 都道府県においては、親事業者が建設工事紛争審査会に申請することとした場合には連絡していない。

また、例えば、書面による契約締結がなされず請負代金の未払が生じている通報事案であり、かつ、最終的に親事業者に対して、書面による契約締結の励行について指導した事案（8 件）の中でも、処理結果を連絡しているケース（2 都道府県 5 件）もあれば、連絡していないケース（2 地方整備局 3 件）もあり、同じような事案であっても機関ごとに処理結果の連絡が違っている状況がみられた。

国土交通省は、通報事案の処理結果の通報者への連絡について、「行政処分に至らない事案について、地方整備局が、法令違反の疑義により

親事業者に検査を行った事実や行政指導を行った事実を対外的に明らかにすることは、当該親事業者の社会的信用を失墜させる等の不利益を与えるおそれがあることから、慎重に対応すべきものであるが、事案によっては処理結果を通報者へ連絡できるものもあると考えている」としているが、今回の調査結果にも現れているとおり、実際上は、各機関の判断に委ねられており、統一的な取扱いにはなっていなかった。

このように、それぞれの地方整備局又は都道府県によって、通報事案の処理結果の通報者への連絡に関する取扱いが異なることは、通報者の立場からみると、機関や地域によって受けられる対応が違うということになるが、その合理性・妥当性や必要性等については不明瞭な状況にある。また、通報者からすると、連絡が行われなかった場合は対応の有無を含め通報がどう処理されたか全く分からない場合もあり^(注1)、今回の調査でも一定の下請事業者から、処理結果の連絡を求める意見要望が出されている。他方、通報事案の処理結果は様々であり^(注2)、法に違反したとして親事業者が公にされる勧告や行政処分に至らないものが多い。そのため、処理結果を連絡することについては、勧告や行政処分が行われた場合と同様、一定の不利益を親事業者に及ぼす可能性があることなども考慮する必要があることは一概に否定できないところである。こうした諸点を踏まえ、国土交通省においては、通報者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必要があると考えられる。

(注1) 親事業者から具体的な是正措置がとられた場合には、通報者も地方整備局又は都道府県による指導等が行われたのではないかと推認することができるが、親事業者から何らの是正措置もとられない場合には、地方整備局又は都道府県が事実確認を行ったのか、是正措置を講ずるよう指導するまでの事実が確認できなかったのかなど、地方整備局又は都道府県の対応を通報者が知ることはできない。

(注2) 通報を端緒として、地方整備局及び都道府県が事実確認を行い、法違反のおそれがあるとして指導するケースもあれば、事実確認を行ったものの法に違反する行為は特段認められないというケースも存在する。

また、下請法違反の被疑事実についての申告に関し、その処理結果の申告者への連絡について、調査した中小企業庁及び経済産業局における

対応をみると、①指導を行ったという情報だけが「一人歩き」して親事業者に風評被害を招きかねない、②親事業者による損害回復措置が図られれば、結果として、下請事業者も処理結果を知ることになるとの考え方により、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。

一方、同じく下請法違反の申告を取り扱う公正取引委員会は、下請法違反の申告に当たって、図表 3-⑧の申告様式のとおり、「処理結果の通知希望の有無」を確認した上で、通知を希望する者に対しては、必ず処理結果を通知することとしており、その理由については、独占禁止法の取扱いに倣ったものと説明している^(注)。

(注) 独占禁止法に違反する事実があるという報告が、報告者の氏名又は名称及び住所が記載された書面で行われ、具体的な事実を示しているものである場合には、公正取引委員会は、その報告に係る事件についてどのような措置をとったか、あるいは措置をとらなかったかを報告者に通知することになっており（独占禁止法第45条第3項）、これは報告者の関心に応え、報告者の便宜を図ることを趣旨としているもので、同法の補完法である下請法もこれに倣い、申告者が処理結果の通知を希望する場合には、通知することとしていると説明している。

図表 3-⑧ 公正取引委員会の下請法違反の申告様式（抜粋）

(9) 処理結果の通知希望の有無 [必須]	<input checked="" type="radio"/> 通知希望あり <input type="radio"/> 通知希望なし <small>通知を希望する場合は、上記(1), (2), (3), (6)及び(7)の記入が必要です。</small>
-----------------------	---

このように、同じ下請取引に関する下請法違反の被疑事実の申告でありながら、中小企業庁・経済産業局に申告した場合と公正取引委員会に申告した場合とで申告者への対応が異なっている。中小企業庁（経済産業局を含む。）の対応については、前述の建設業法違反の通報の場合と同様、現行の考え方を直ちに否定することはできない一方、公正取引委員会に申告した場合と同様の対応を申告者は受けることができないということの合理性等は不明瞭である。また、今回の調査でも、一定数の下請事業者から処理結果の連絡に対する意見要望があることを把握しているところである。こうした点を踏まえ、中小企業庁においては、申告者に対する処理結果の連絡の在り方について、改めて検討し、整理する必

要があると考えられる。

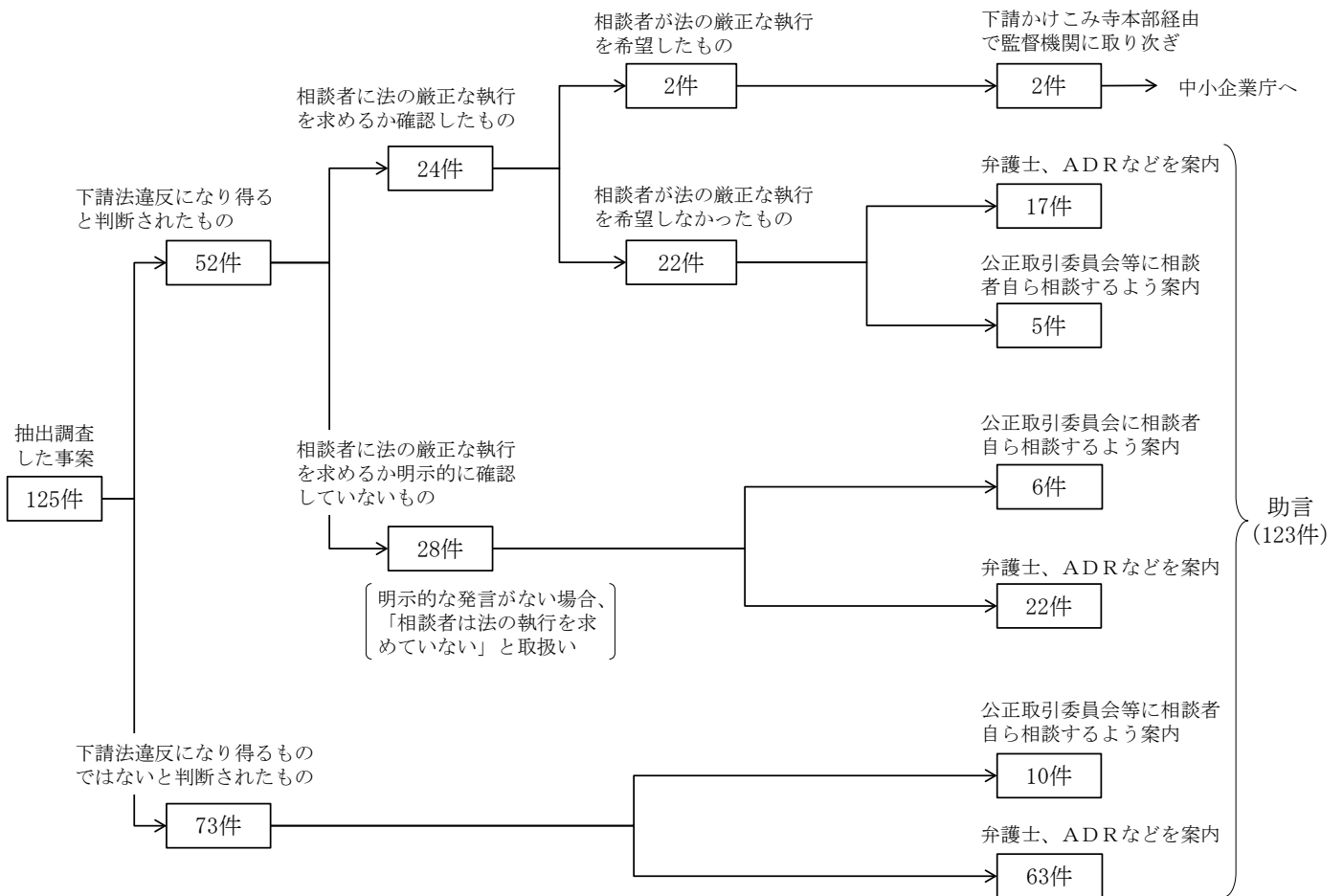
（国の積極的な関与）

今回の調査によれば、事業者は国に対し「親事業者との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい」との要望を持っている。これに関し、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県における事案の処理状況をみると、以下のような状況がみられた。

① 下請かけこみ寺

12 下請かけこみ寺において抽出調査した相談事案 125 件の対応状況をみると、図表 3-⑨のとおり、各かけこみ寺において下請法違反になり得ると判断した事案は 52 件あり、そのうち 2 件は中小企業庁に取り次がれた一方、残る 50 件については、公正取引委員会に相談するよう案内する、弁護士の無料相談やADRを案内するなどの対応がなされていた。

図表 3-⑨ 下請かけこみ寺における相談事案の対応状況



(注) 当省の調査結果による。

下請かけこみ寺自身は、中小企業庁や経済産業局のように下請法の執行、すなわち指導等を行う権限はないが、相談者の意向を適切に踏まえて、法の執行を要する可能性のある事案を適切に経済産業局に取り次ぐ役割を担っている。具体的には、相談者の話を親身に聞き誠意ある助言を行うこととされ、また、相談を受けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が同法の厳正な執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐこととされている（「「下請かけこみ寺」相談・ADRに係る事務手続きマニュアル」（平成20年4月1日公益財団法人全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部）。以下「かけこみ寺事務処理マニュアル」という。）。

しかしながら、12 下請かけこみ寺における処理状況や処理方針を調査したところ、下請法違反になり得る事案への対応において、i) 相談者の意思の確認が不十分な例、ii) 法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例がみられ、経済産業局に適切に事案を取り次ぐという下請かけこみ寺の本来の機能が十全に発揮されていない実態が把握された。このように、しかるべき取次ぎがなされない場合、経済産業局等による指導等が行われるべき案件が、結果として、それがなされない余地を生むことになる。

【相談者の意思の確認が不十分な例】

5 下請かけこみ寺は、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求めてこなかった場合であっても、下請かけこみ寺の側から「経済産業局に連絡して対応してもらおうか」、「監督機関に指導を求めるか」などの点を相談者に打診して、その意思を確認していた。しかしながら、残る7下請かけこみ寺は、このような意思確認を行っておらず、相談者の側から明示的に厳正な法の執行を求める旨の発言がなされない限り、「その相談者は下請法の厳正な執行を求める意思はない」と取り扱っていた。そのため、これらの7下請かけこみ寺が取り扱った28件（下請かけこみ寺としては法違反になり得ると考えていたもの）は全て、法の執行が求められていない事案と処理され、経済産業局に取り次がれなかった。

このように、下請かけこみ寺によって意思確認の有無に違いがあることは、全国共通であるはずの行政サービスを実施していないことになるため、それ自体問題があるが、それ以上に、厳正な法の執行を求めるか明示的に意思確認しないという対応は、経済産業局に取り次がれるべき案件が取り次がれない余地を生むという点で問題がある。下請事業者の多くは下請法を必ずしも十分に理解していないので（前掲2(2)）、下請法に基づき国がどのような対応を講じてくれるかを知り尽くしている訳ではない。したがって、相談者の側から法の執行を求め

る旨の発言が出てこないからといって、それを希望していないものと一律に解することは不適切である。相談した下請事業者の中には、法の執行という解決手段についてそもそも知識がなかったものの、下請かけこみ寺の方からそのような選択肢もあることの説明を受ければ、それを希望する者がいる可能性も十分考えられる。しかるに、上記の 7 下請かけこみ寺のような対応では、経済産業局に取り次がれる余地がなくなり、指導がなされるべき案件が埋没してしまうおそれがある

(注)。

(注) 下請かけこみ寺本部では、「下請法の適用の有無が確実ではない状況において、下請法の厳正な執行を求めるかどうかを確認すると相談者に大きな期待感を持たせてしまう」、「相談者の悩みを解消するためにかけこみ寺としてどのような対応がとれるかを第一に考えている」ため、厳正な法の執行を求めるかどうか確認する必要は必ずしもないとしているが、行政庁による指導など法の執行が相談者の問題を解決する手段の一つたり得ないわけではない以上、相談者に示さないことは正当化されない。

【法の執行を求める相談者の意向に十分対応していないと考えられる例】

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、受け付けた事案が下請法違反になり得るものであり、相談者が行政による厳正な法の執行を求める場合、下請かけこみ寺本部を経由して管轄の経済産業局に取り次ぐものとされ、相談者が親事業者の報復を恐れている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明することとされている。また、下請かけこみ寺本部によると、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、行政による厳正な法の執行を求めている事案については、同マニュアルどおり、下請かけこみ寺本部を通じて経済産業局に事案を取り次ぐことになっているとしている。

しかしながら、下請かけこみ寺の中には、かけこみ寺事務処理マニュアルとは別に独自の運用として、相談者から厳正な法の執行を求められた場合であっても、下請かけこみ寺自ら事案を経済産業局に取り次ぐと相談内容を正確に伝えられない可能性があるとして、相談者自ら経済産業局や公正取引委員会の地方事務所に申し出るよう求める対

応を行うこととしているもの（1 機関）のほか、相談者が「厳正な法の執行」と「取引の継続」の双方を求めている場合は、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明し、相談者に判断を委ねるという独自の運用を行っている機関もあった（3 機関）。

中小企業庁は、かけこみ寺事務処理マニュアルにあるとおり、相談者が取引継続の希望を持っているからといって、下請かけこみ寺から経済産業局に取り次がなくともよいという方針としていないが、上記のとおり、現場では必ずしもかけこみ寺事務処理マニュアルの方針に沿った対応が実践されていない。その結果、経済産業局に取り次がれて然るべき案件が取り次がれず、指導がなされるべき案件が埋没してしまうおそれがある。なお、下請かけこみ寺から下請かけこみ寺本部に上がった案件は、経済産業局に取り次ぐ前に、再度、相談者に対する意向確認が行われることとなっているため、取引継続への希望を理由に、末端の下請かけこみ寺の段階で、法執行が求められている案件を止めてしまう必然性は乏しい。

そもそも、下請法は、取引の適正化を図ることを目的とし、報復行為を禁止行為の一つと規定している以上、上記のような、法の執行によって取引の継続が犠牲になるとの前提に立った行政側の対応は不適切である。相談者が求めているのは、法の執行によって取引が適正化された上で継続していくことであって、申告者の名前を出さずに「匿名」で調査できることを説明するが、匿名で調査しても、相談したことを親事業者に疑われて、取引が停止される可能性がないとは言い切れないことも説明した上で、判断を相談者に委ねるのは、特に相談者は弱い立場にあることを考慮すると、相談者の要望に十分応えた対応とは言い難い。確かに現実的には、親事業者に指導等がなされた後、当該親事業者が相談者（下請事業者）に対し報復行為を行うリスクがあることは否定できないが、それ故に経済産業局への取次ぎをせず、

法の執行の道を閉ざすというのは本末転倒と考えられる。

上記のほか、今回調査した下請かけこみ寺においては、経済産業局への取次ぎが僅少である一方、相談者に対し、公正取引委員会に相談するよう案内している対応事例が相当程度みられた。具体的には、抽出調査した125件のうち21件が、相談者自ら公正取引委員会の地方事務所に相談するよう案内している対応であったが、その理由等は以下のとおりであった。

i) 下請法の解釈・適用判断に関わるため 10件

この中には、次のような例がある。

- ・ 下請法の適用関係について下請かけこみ寺本部に確認したが、同本部からは、「同本部は行政庁ではないので最終的な判断はできないため、公正取引委員会に判断を仰ぐように」とする旨の返答があったため、相談者自ら公正取引委員会に相談するよう案内した例
- ・ 下請法に抵触するか否か直ちに判断することが難しい場合は、公正取引委員会の対応の方が迅速なため（下請かけこみ寺本部経由での対応は時間が掛かり非効率）、公正取引委員会を直接案内することになっている下請かけこみ寺の例
- ・ 下請法の適用の有無について、相談者自身で公正取引委員会又は経済産業局に確認するよう助言している例。（なお、この事例では、下請かけこみ寺自身で経済産業局に照会することはしていない。）

ii) 下請法違反になり得るため 8件

このうち、相談者に法の執行を求めるかどうかを明示的に確認していない下請かけこみ寺の事案は5件、確認することとしている下請かけこみ寺の事案は3件。

iii) その他 3件

かけこみ寺事務処理マニュアルでは、対応・判断に困ったときは下請かけこみ寺本部に連絡することとされているが、その具体的なケースは示されていない。下請かけこみ寺本部によると、明確に定められてはいないが、下請法の解釈を問われている事案、法違反か否かの判断に悩む事案、法違反と思われるが相談者が行政の対応まで求めている事案については、公正取引委員会に相談するよう相談者に勧めることがあるのではないかとのことであった。

上記の事例のとおり、今回調査した下請かけこみ寺では、法の解釈等に関わる案件や法違反になり得る案件について、相談者に対し公正取引委員会に相談するよう案内しており、その際、最寄りの公正取引委員会の地方事務所の連絡先を教える対応を行っている機関もあった。公正取引委員会を案内すること自体が問題とは言えないが、相談者にとっては、公正取引委員会に連絡し、相談日程を調整し、事案内容を一から説明しなければならないことから、一定の負担（二度手間）がかかる。また、実地調査した下請事業者からは「多くの事業者は行政機関に対して「敷居が高い」というイメージを持っている」という意見も聴かれており、そうした実務的・心理的負担等から公正取引委員会に結局は相談しないという結果になることもあり得る。公正取引委員会を案内している以上、下請かけこみ寺としても、当該事案が法執行を要する事案である可能性を否定している訳ではないにもかかわらず、相談者任せのため公正取引委員会への事案の到達は十分に確保されていない。こうした点を踏まえ、下請かけこみ寺においては、公正取引委員会を案内する場合には、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

② 地方整備局及び都道府県

調査した地方整備局及び都道府県においては、建設業の請負代金の

支払に関する通報事案について、受付を端緒に親事業者に対する事実確認を行い、指導を行っているものがある一方で、同種の事案でありながら同様の事実確認（当事者双方の主張や契約書類の確認など）をすることなく、民事契約に関することとして、建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターに相談するよう案内するものがあり、機関ごとに取り扱いが区々となっている次のような事例が把握された。

【建設業の請負代金の支払に関する事案に係る取扱いが区々となっている例】

国土交通省は、請負代金の支払に関して、「下請負人及び元請負人から事実確認した上で元請負人に対して指導すべき事実が確認できた場合は、指導を検討することもあると思われるが、当事者間の主張が食い違う場合、契約書類がないこと等の理由により責任の所在が判断できないことが多く、そうした場合は、弁護士、建設工事紛争審査会、建設業取引適正化センター（弁護士等の相談指導員）の活用により対応することとなる」としている。

しかしながら、調査した地方整備局及び都道府県における建設業の請負代金の支払に関する事案（抽出調査した191件のうち144件）の処理をみると、相談者が親事業者に対する指導を求めている場合、事実確認を行った上で、指導を行うなど問題の解決につなげる対応を行っている例がある（1地方整備局及び1都道府県）一方で、当事者の一方にしか言い分を確認せず、かつ、「請負代金の支払は民事契約上の債権債務に関することで行政が関与することは不適切」などとして、建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターを案内する、又は、弁護士に相談するよう求めるなど、十分な事実確認を行う対応がなされていない例があった（1地方整備局及び7都道府県）。

後者の対応は、上記の国土交通省の考え方と^{そご}齟齬するものであり、また、建設業法に違反するかどうかの事実確認を行わないまま、民事契約に関するものとして建設工事紛争審査会や建設業取引適正化セン

ターを案内することは、法律によって一定の行為を義務付け、又は禁止している意義を失わせることになりかねない。このため、こうした事案への対応（行政の関与の在り方）について運用の統一を図る必要があると考えられる。

(6) まとめ

国は、いわゆる下請いじめなどにより悩みを抱えている下請事業者からの個別の相談等に対応できるよう、全国に相談窓口を設置している。具体的には、公正取引委員会、中小企業庁、経済産業局、下請かけこみ寺のほか、建設業法関連の相談窓口が地方整備局及び都道府県に設置されている。

しかしながら、当該窓口を利用する下請事業者は少数となっている。その理由は様々であるが、そもそも「相談窓口等の存在を知らなかった」ことが主な理由の一つであった。相当程度の事業者が「知っていれば利用したと思う」と回答し、「もっと相談窓口の存在をPRしてほしい」との要望をしていることを踏まえ、相談窓口については一層の周知に取り組む必要があると考えられる。

一方、窓口を利用した下請事業者の5割が「問題の解決につながらなかった」とし、窓口の存在を「知っていても利用しなかったと思う」とする事業者も多く、また、利用しなかった理由として親事業者からの報復（取引関係の解消）の恐れ等が挙げられていることから、窓口の周知のみでは十分とはいえない。

窓口の対応に関しては、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などを求める意見要望があったが、現場の窓口では必ずしもこれらのニーズに応える取組が十分ではない状況がみられた。具体的には以下のとおりであり、今後、相談窓口の機能を一層向上させていく観点から、業務運営等における改善・見直し

等が求められる。

- ① 親事業者による報復の防止を求める意見及び相談事案の継続的なフォローを求める意見は多いが、1 機関を除き、調査した下請かけこみ寺、地方整備局及び都道府県においては、そもそも、相談事案に係る親事業者との取引の継続状況を把握する取組は行われておらず、報復に関する状況把握は何ら行われていなかった。報復の判断は現実的には極めて難しい点を考慮しても、国に相談することによる親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談対応後の取引状況をフォローする取組に着手する必要がある。
- ② 下請事業者からは相談等を行った事案について処理結果の連絡を求める意見要望があるが、建設業法違反の通報について、その処理結果を通報者に連絡するかどうかの取扱いが機関（地方整備局及び都道府県）によって異なっていた。また、下請法違反の申告について、中小企業庁及び経済産業局は、公正取引委員会と異なり、処理結果を申告者に連絡しないという取扱いを行っていた。このように、同じような事案であっても、機関によって、処理結果の連絡を受けられる通報者・申告者とそうでない者が発生しており、その合理性等が不明瞭な状況となっている。こうした点を踏まえ、国土交通省及び中小企業庁においては、必要に応じ他の関係機関とも協議しつつ、処理結果の連絡の在り方について検討し、整理する必要があると考えられる。
- ③ 下請事業者からは問題解決のため国の積極的な関与を求める意見要望があるが、調査した下請かけこみ寺においては、下請法違反になり得る事案について、相談者の意向に応じ、経済産業局に適切に取り次ぐ役割が担わされているにもかかわらず、法の執行に関する相談者の意思の確認が不十分、あるいは法の執行を求める相談者の意向に十分対応してい

ないと考えられる対応がみられ、その結果、行政指導の対象となり得る事案が経済産業局に確実に取り次げられないという状況がみられた。こうしたことが起こらないよう、下請かけこみ寺における相談者への意思確認の方法の明確化や、経済産業局に取り次ぐ事案についての運用ルールの徹底が必要である。また、相談者に公正取引委員会に相談するよう案内する対応も相当数あったが、相談者に負担がかかるとともに、中には法執行を要する可能性がある事案もあることから、下請かけこみ寺においては、相談者の負担を軽減し、相談者と公正取引委員会をつなぐきめ細かな対応を行うことが望ましい。

- ④ 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県においては、
- i) 継続的なフォローを求める意見との関連では、通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例、
 - ii) 国の積極的な関与に対する意見要望との関連では、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示することで処理を完了とする取扱いとする例などがみられたところである。こうした対応については、相談や通報及びそれを端緒とした指導・処分を通じて下請取引の適正化を図るという窓口としての機能を十分に発揮する観点から見直す必要があると考えられる。

【所見】

したがって、公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、相談等を受け付ける窓口が、下請事業者のニーズ等に応じ、その機能を一層発揮できるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、その運用する相談窓口について、下請事業者に対する一層の周知を図ること。
- ② 経済産業省及び国土交通省は、親事業者からの報復に対する下請事業者の

恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること。また、下請事業者からの下請法違反又は建設業法違反の申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること。国土交通省は都道府県に対して、通報事案の処理結果の連絡について、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう技術的な助言を行うこと。

③ 経済産業省は、下請かけこみ寺における相談事案のうち、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、経済産業省へ取り次ぐ事案についての運用ルールを徹底すること。

④ 国土交通省は、地方整備局（駆け込みホットライン）における通報に対する事案処理について、改善措置状況の的確なフォローアップを実施するとともに、建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと。また、都道府県に対しても、事案の処理について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。

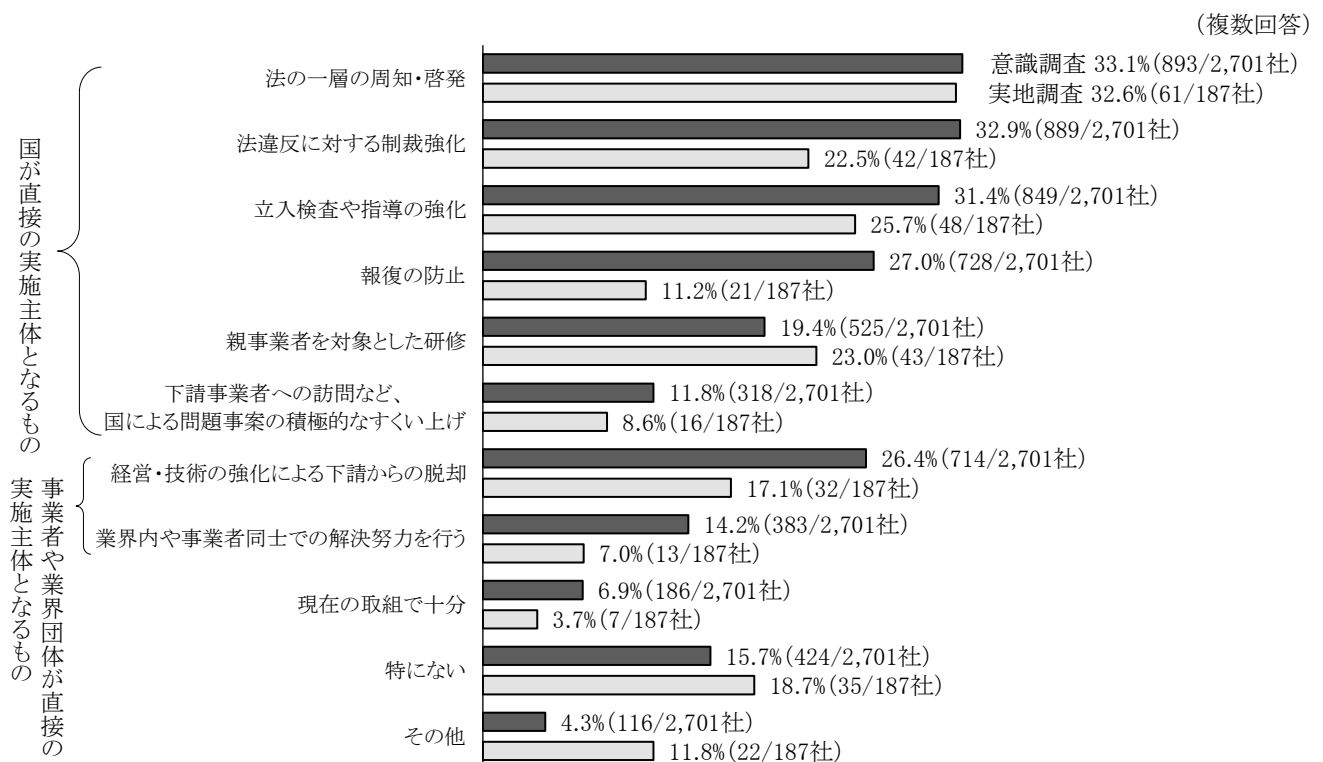
4 取引実態・行政ニーズの把握

(1) 下請いじめをなくすために必要な取組

下請いじめをなくすために必要な取組についてみると、図表 4-①のとおり、「現在の取組で十分」とする下請事業者は、意識調査の結果では 6.9%、実地調査の結果でも 3.7%とごく僅かである。

また、事業者や業界団体が直接の実施主体となる「経営・技術の強化による下請からの脱却」や「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見も一定程度みられるが、「法の一層の周知・啓発」や「法違反に対する制裁強化」など、国が直接の実施主体となる取組に関して多岐にわたる意見要望が示されており、国の一層の取組が期待されているとみることができる。

図表 4-① 下請いじめをなくすために必要な取組



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

(国が直接の実施主体となるもの)

ア 法の一層の周知・啓発

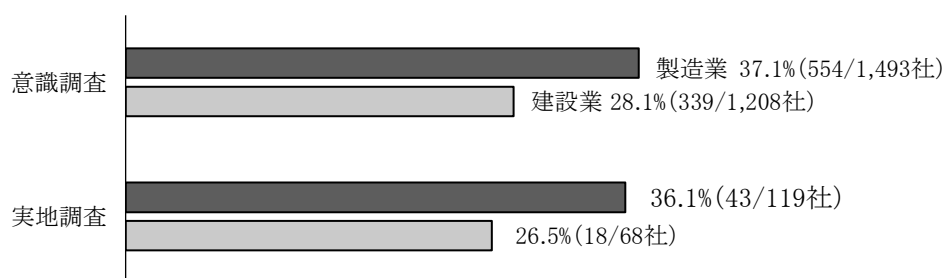
法の周知・啓発について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答している。業種別では、図表 4-②のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が必要としており、うち 113 社 (7.6%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要としており、うち 71 社 (5.9%) は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-②のとおり、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが、法違反の是正の端緒となり、また、親事業者に対するけん制効果となるといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。(製造業者)
- ② 下請事業者が下請法を知ることが親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。(製造業者)
- ③ 法律的な知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合えるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。(建設業者)

図表 4-② 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

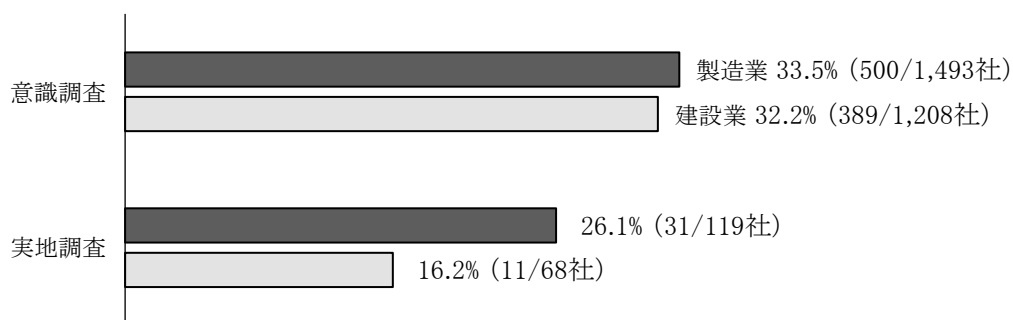
イ 法違反に対する制裁強化

親事業者が下請法に定める義務に違反したときは 50 万円以下の罰金、禁止行為を行ったときは指導及び勧告・公表、また、建設業法に定める義務に違反し又は禁止行為を行ったときは内容に応じて指導、助言及び勧告や監督処分といった措置や制裁が課せられる。こうした下請法や建設業法に違反した親事業者に対する制裁については、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 889 社（32.9%）が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-③のとおり、製造業 1,493 社のうち 500 社（33.5%）が必要としており、うち 91 社（6.1%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 389 社（32.2%）が必要としており、うち 77 社（6.4%）は最重要の取組と回答している。

なお、現行の法制度の仕組みに関する意見要望（後掲(2)参照）においても、製造業 1,493 社のうち 481 社（32.2%）が、建設業 1,208 社のうち 373 社（30.9%）が「法違反に対する罰則の強化」等が必要と回答しているところである。

また、実地調査の結果でも、図表 4-③のとおり、製造業 119 社のうち 31 社（26.1%）が、建設業 68 社のうち 11 社（16.2%）が必要と回答している。下請事業者からは、法の適用対象範囲の拡大と罰則の強化を併せて行うことで、下請いじめに歯止めをかけることができるのではないかと考える（製造業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-③ 「法違反に対する制裁強化」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

ウ 立入検査や指導の強化

親事業者に対する立入検査や指導について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 849 社 (31.4%) が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-④のとおり、製造業 1,493 社のうち 450 社 (30.1%) が必要としており、うち 65 社 (4.4%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 399 社 (33.0%) が必要としており、うち 57 社 (4.7%) は最重要の取組と回答している。

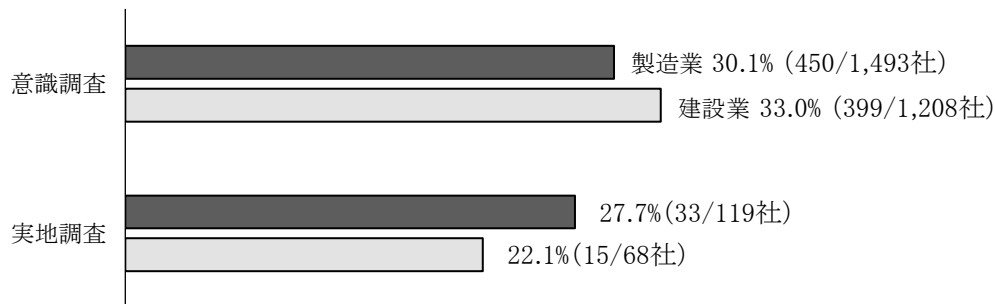
実地調査の結果でも、図表 4-④のとおり、製造業 119 社のうち 33 社 (27.7%) が、建設業 68 社のうち 15 社 (22.1%) が必要と回答している。下請事業者からは、立入検査や指導による問題解決が国に対する信頼につながる、契約問題にも積極的に関与してほしいといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 「国に相談して問題が解決した」ということがもっと世間に知られなければ、下請事業者は相談窓口を利用しない。多数の親事業者に検査や指導などを行い、改善していかなければならない。(製造業者)
- ② 下請代金を支払わないなどの違法行為を行っても、行政側は「金銭の支払については民事なので介入しない」という立場で、建設業法に

基づく立入検査や指導に消極的なため、違法行為が野放しになっている。違法行為をやめさせるため、親事業者に対する立入検査や指導を強化してほしい。（建設業者）

図表 4-④ 「立入検査や指導の強化」が必要とする意見（業種別）



（注）意識調査及び実地調査の結果による。

エ 報復の防止

親事業者から受けた禁止行為などに対し、下請事業者が国に救済を求めた場合について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 728 社（27.0%）が、親事業者から取引停止などの報復を受けまいよう、国がフォローする必要があると回答している^{（注）}。業種別では、図表 4-⑤のとおり、製造業 1,493 社のうち 363 社（24.3%）が必要としており、うち 40 社（2.7%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 365 社（30.2%）が必要としており、うち 54 社（4.5%）は最重要の取組と回答している。

（注）下請法は、下請事業者が親事業者の不公正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由に、親事業者が下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いを行う「報復措置」を禁止（第 4 条第 1 項第 7 号）しているが、当該規定違反に係る勧告の例はない。なお、建設業法には「報復措置」を禁止する規定が置かれていない。

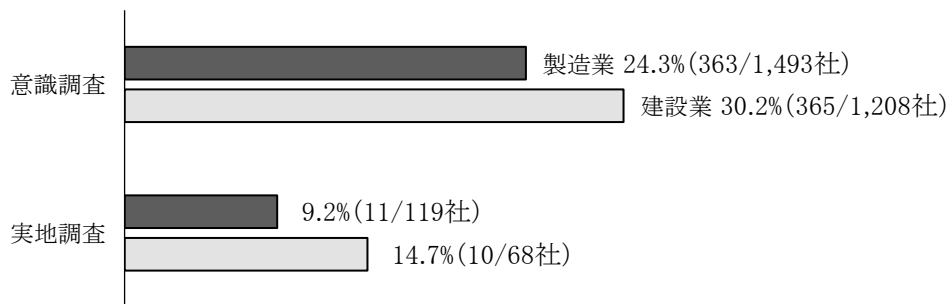
また、実地調査の結果でも、図表 4-⑤のとおり、製造業 119 社のうち 11 社（9.2%）、建設業 68 社のうち 10 社（14.7%）が必要と回答している。下請事業者からは、取引停止などの不安が解消されない限り、親事業者から禁止行為を受けても相談や申告ができない、建設業につい

ても報復禁止に関する規定を設けるべきといった意見が聴かれた。

【主な意見】

- ① 親事業者からの報復（取引停止等）のリスクが、国に救済を求めない原因になると考えられるため、そのリスクがなくなることはないことは相談できない。（建設業者）
- ② 建設業法では、下請法とは異なり、下請事業者が親事業者の不当な行為を行政機関へ通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する規定はないが、建設業法でも同様に規定すべきである。（建設業者）

図表 4-⑤ 「報復の防止」が必要とする意見（業種別）



（注）意識調査及び実地調査の結果による。

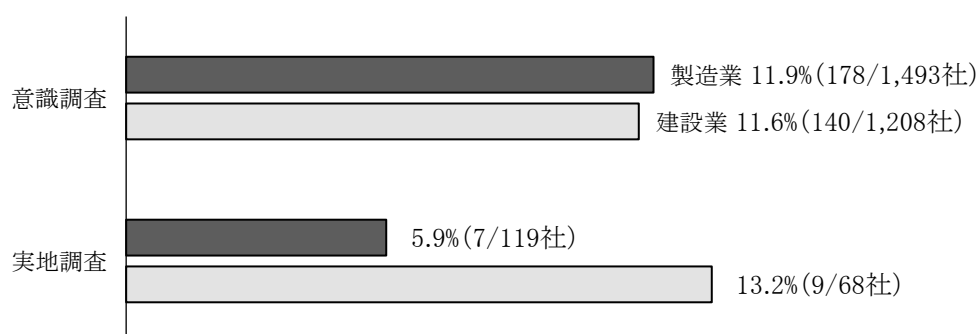
オ 下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ

下請事業者は、法制度の知識が十分になく、また、親事業者との取引停止などを恐れ国に救済を求めることを躊躇^{ちゅうちよ}する場合がある。このため、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 318 社（11.8%）が、国が下請事業者を訪問するなどして積極的に問題のすくい上げを行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑥のとおり、製造業 1,493 社のうち 178 社（11.9%）が必要としており、うち 19 社（1.3%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 140 社（11.6%）が必要としており、うち 24 社（2.0%）は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑥のとおり、製造業 119 社のう

ち7社（5.9%）、建設業68社のうち9社（13.2%）が必要と回答している。下請事業者からは、積極的に下請事業者を訪問し聞き取りを行うなどして、親事業者が厳しく下請事業者を締め付けている実態を把握し、必要な改善を図ってほしい（建設業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-⑥ 「下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

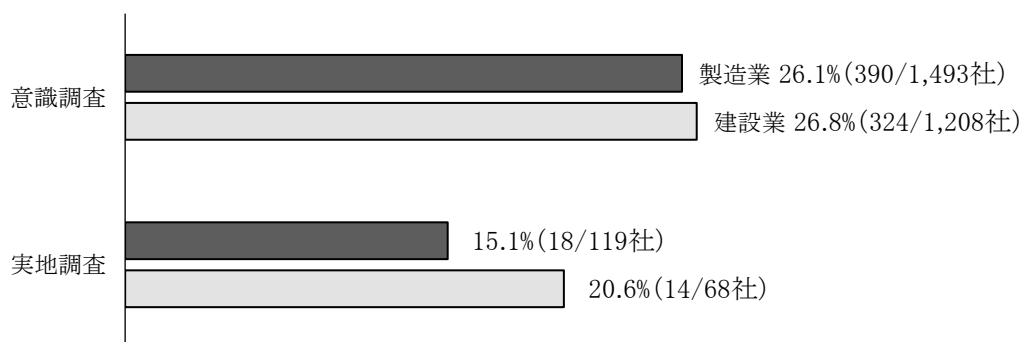
（事業者・業界団体が直接の実施主体となるもの）

カ 経営・技術の強化による下請からの脱却

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701社のうち714社（26.4%）が、下請事業者自ら経営や技術を強化し、親事業者への依存状態を解消する（下請から脱却する）必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑦のとおり、製造業1,493社のうち390社（26.1%）が、建設業1,208社のうち324社（26.8%）が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑦のとおり、製造業119社のうち18社（15.1%）が、建設業68社のうち14社（20.6%）が必要と回答している。

図表 4-⑦ 「経営・技術の強化による下請からの脱却」が必要とする意見（業種別）



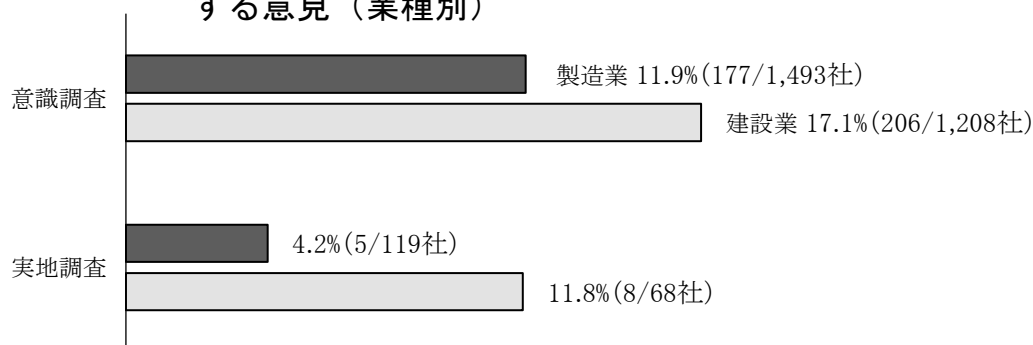
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

キ 業界内や事業者同士での解決努力を行う

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 383 社（14.2%）が業界団体による自主的な取組や事業者間で解決の努力を行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑧のとおり、製造業 1,493 社のうち 177 社（11.9%）が、建設業 1,208 社のうち 206 社（17.1%）が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑧のとおり、製造業 119 社のうち 5 社（4.2%）が、建設業 68 社のうち 8 社（11.8%）が必要と回答している。

図表 4-⑧ 「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、業界団体による自主的な取組については、下請等中小企業の取引の適正化や生産性・付加価値向上を図る観点から、国から業界団体に対し自主行動計画の策定を要請した結果、平成 30 年 3 月末現在、自動車・自動車部品、建設業、トラック運送業など 30 団体において自主行動計画が策定され、取組が開始されている。

(2) 現行の法制度の仕組みに関する意見要望

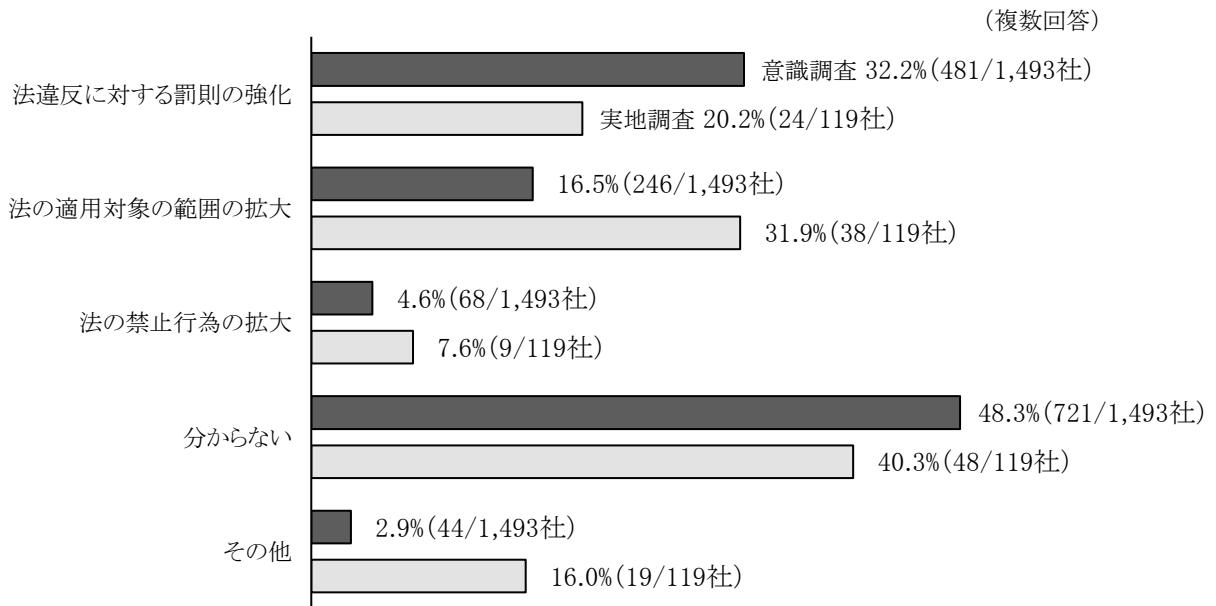
また、現行の下請法の仕組みについて、図表 4-⑨のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則^(注1)の強化」が必要とする意見が最も多く、製造業 1,493 社のうち 481 社 (32.2%) が回答している。次いで、「法の適用対象の範囲^(注2)の拡大」(16.5%)、「法の禁止行為の拡大」(4.6%)となっている。

(注1) 現行では、書面の交付等の義務違反である場合には、50 万円以下の罰金がある。

(注2) 現行では、製造委託の場合、親事業者が資本金 1,000 万円超 3 億円以下であれば、法の対象となる下請事業者は資本金 1,000 万円以下となるなど、資本金区分などによって法の対象範囲が定められている。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、順位は異なるものの、「法の適用対象範囲の拡大」(31.9%)、「法違反に対する罰則の強化」(20.2%)、「法の禁止行為の拡大」(7.6%)が上位を占めている。

図表 4-⑨ 下請法の仕組みに関する意見要望



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

建設業法の仕組みについては、図表 4-⑩のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則^(注1)の拡大」が必要とする意見が最も多く、1,208社のうち373社(30.9%)が回答している。次いで、「建設業法への報復措置の禁止^(注2)の追加」(28.4%)、「法違反に対する処分の拡大^(注3)」(27.2%)となっている。

(注1) 現行の建設業法は、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者による契約締結を義務付けているが、義務違反に対する罰則は設けられていない。

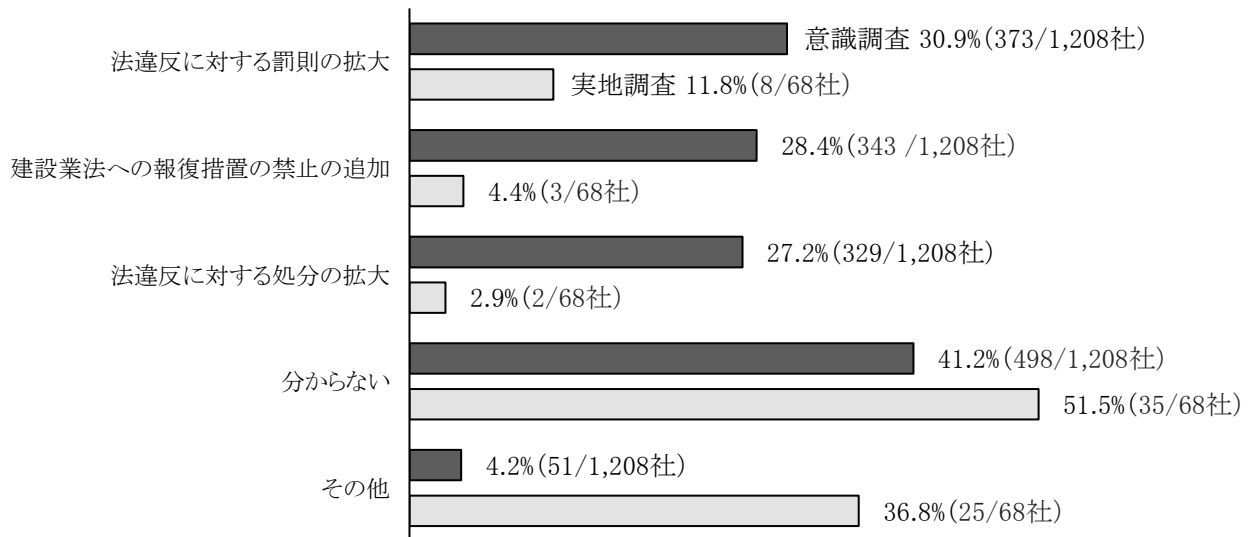
(注2) 下請法では、親事業者による法違反行為を下請事業者が公正取引委員会等に知らせたことを理由に、当該下請事業者との間における取引数量の削減等不利益な取扱いをする報復措置を禁止しているが、建設業法には、こうした報復措置の禁止に関する規定が置かれていない。

(注3) 現行の建設業法では、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が義務に違反し書面による契約を行わない場合、国や都道府県は、必要な指示(具体的にとるべき措置の命令)をすることができ、指示に従わない場合は営業停止命令を行うことができる。一方、親事業者が注文者から支払を受けた日から1か月以内に下請事業者に代金を支払わない場合は、国や都道府県は、指示(措置命令)を行うことができず、勧告ができるにとどまる。なお、指値発注の禁止など建設業法に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる(建設業法第42条)とされているが、これまでに本規定に基づく措置がとられた例はない。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則の拡大」（11.8%）、「建設業法への報復措置の禁止の追加」（4.4%）の順に多い。

図表 4-⑩ 建設業法の仕組みに関する意見要望

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請法の仕組みに関する意見要望のうち、「法の適用対象の範囲の拡大」に関しては、次のとおり、実地調査の結果、資本金区分から下請法の適用対象外となる取引ではあるが、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為を取引先から受けているとしているもの（実地調査において事業者から聴取した結果を基に、当省が整理した。）が、10事業者で34事例^(注1) 1) みられた。

これらの中には、①公正取引委員会が勧告した事案の1社平均損害額^(注2) 2) や②下請事業者が被った不利益の1社平均原状回復額^(注3) 3) よりも損害額が大きい例などもある。事業者からは、下請法の適用対象の範囲について、「下請取引における力関係は資本金の多寡だけでは判断できないのではないか」、「取引先とその関連会社との取引がほぼ全てである当社としては、資本金とは関係なく、取引先の意向に逆らえないのが実態である」、「売

上額や従業員数など、資本金以外の要素も総合的に考慮すべきである」といった意見が聴かれた^(注4)。

(注1) 34事例を下請法の禁止行為の類型に準じて区分すると、①書面の交付義務の違反(5事例)、②受領拒否・返品(1事例)、③請負代金の支払遅延(3事例)、④請負代金の減額(5事例)、⑤買いたたき(2事例)、⑥割引困難手形の交付(14事例)、⑦不当な経済上の利益の提供要請(2事例)、⑧不当な給付内容の変更・やり直し(2事例)となる。

(注2) 公正取引委員会が勧告した事案について、代金減額による損害額から下請事業者1社当たりの平均損害額を計算すると、例えば、平成27年度の製造業の下請代金の減額事案4件中、最も金額が低い事案における1社平均損害額は約38万円/社。

(注3) 「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」(平成29年5月24日公正取引委員会)における「下請事業者が被った不利益の原状回復の状況」から、不当な経済上の利益の提供要請事案(指導、勧告した事案だけでなく、親事業者からの下請法違反行為の自発的な申出により、下請事業者の損害回復が行われたものを含む。)について下請事業者1社当たりの平均原状回復額を計算すると、例えば、平成27年度の不当な経済上の利益の提供要請事案4件の平均で約25万円/社。

(注4) 現行の下請法の対象範囲において従業員数が基準とされていないことについては、「下請代金支払遅延等防止法」解説(昭和31年7月15日財団法人公正取引協会)によると、下請法の立法時には、従業員数を基準とすることも検討されたが、常に変動する従業員数を基準にしてしまうと、取引当事者が取引の都度、相手方に従業員数を確認しなければならなくなり、取引の不安定を来すことも考えられるためとされている。

【事例1：請負代金の減額】

事業者(電気機械器具製造業、資本金3,000万円)は、平成26年から27年頃、取引先(資本金300万円)から照明器具の製造を受託し取引先に納品したが、あらかじめ合意した請負代金180万円を値引き扱いとして90万円に減額させられた。

事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、渋々、減額を受け入れたとしている。

本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とされない事案であるが、公正取引委員会が平成27年度に勧告した製造業関係の下請代金の減額事案中、最も金額が低い事案の1社平均損害額約38万円(前掲(注2)参照)を上回る損害(90万円)が発生している。

【事例 2：割引困難手形の交付】

事業者（機械器具製造業、資本金 4,800 万円）は、取引先 12 社（資本金 1,000 万円～2 億 6,250 万円）から自動巻線機及び宛名印刷機の製造を受託しているが、十数年前から現在に至るまで、支払期日まで 120 日を超える手形による支払を受けている（支払期日まで 130 日の手形による支払 1 社、同 150 日の手形による支払 11 社）。

事業者は、資金繰りに直ちに影響しなかったこと、民事上の問題として取引先との交渉で解決すべきと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。

本件は、事業者の資本金が 1,000 万円を超え、取引先の資本金が 1,000 万円超 3 億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、支払期日が 120 日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）を複数の取引先から受けているものである。

【事例 3：不当な経済上の利益の提供要請】

事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金 300 万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成 27 年 9 月から 28 年 4 月頃までの 8 か月にわたり、コンサルタント料名目で毎月 10 万円から 15 万円を要求され、当該金額を支払った。

事業者は、相談した地元の商工会の助言を踏まえ、これ以降のコンサルタント料の支払を断ったが、その結果、同事業者のみが対応可能な旋盤加工を除き、取引を解消されたとしている。

本件は、取引先の資本金が 1,000 万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、平成 27 年度における不当な経済上の利益の提供要請事案で原状回復が行われた 1 社平均額約 25 万円（前掲（注 3）参照）を上回る損害（8 か月間で 80 万円超）が発生している。

前掲(1)のとおり、下請事業者からは国の取組に対して様々な意見要望があり、また、(2)のとおり、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けているとしているが、下請法の適用対象外であるため、下請法の保護が受けられない事例も存在する状況にある。

(3) 国による取引実態や行政ニーズの把握のための取組（下請Gメン）

現在、国は、関係府省において、業界が策定した自主行動計画の実施状況などのフォローアップなどを行うとともに、下請取引の実情を把握する取組を行っているところである^(注)。

(注) 平成 27 年 12 月、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」（議長：内閣官房副長官）が設置（29 年 8 月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に改組）され、同会議の下に、下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループが設けられている。

また、実態把握等のための新たな取組として、中小企業庁において、下請Gメンの配置が開始されたところである。その下請Gメンの活動状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

中小企業庁は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう国が策定した下請ガイドラインや業界の自主行動計画の浸透度、行政ニーズの把握を目的として、中小企業庁本庁及び各経済産業局に下請Gメンを配置し、平成 29 年 1 月から下請事業者への訪問を開始している。平成 29 年度は全国で 2,000 社以上の訪問を目標として設定し、同年度には 2,727 社を訪問している。

現在、下請Gメンは下請取引の実態の把握を主眼に活動しており、下請Gメンが把握した情報は中小企業庁本庁に集約され^(注 1)、同庁において、把握した情報を基に、①関係する親事業者に対するヒアリング・改善要請、業界団体への改善要請、②下請法に基づく検査の実施、③下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準^(注 2)の改正の検討を行うほか、④下請Gメンによる訪問体制の更なる強化を

予定している。

(注 1) 中小企業庁は、下請Gメンの訪問結果について、①訪問事業者を業種別、取引の階層別、資本金別、地域別に分類し、②事業者における重点課題三項目（原価低減、型管理（保管料負担等の適正化）、支払条件（現金化・手形サイト短縮））に係る事例の改善状況と合わせ、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議の下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループに報告している。

(注 2) 下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（親事業者が遵守すべき事項、下請事業者が努力すべき事項、親事業者と下請事業者が協議すべき事項等）を定めたもの。

下請Gメンについて、中小企業庁は、ホームページ、新聞広告やチラシの配布などを通じて、その役割や活動内容を周知しているが、実地調査の結果では、図表 4-⑪のとおり、その存在や活動を知っているのは、製造業 119 社のうち、下請Gメンの訪問を受けたことがある 4 社を含め 26 社（21.8%）と、本格的な活動から約半年の段階では知名度は低い状況にある。

図表 4-⑪ 下請Gメン及びその活動に対する認知状況



(注) 実地調査の結果による。

また、今回の調査においては、4 社と数は少ないものの、実際に下請Gメンの訪問を受けたことのある下請事業者から下請Gメンの活動に関する意見等を聴くことができた。それによると、親事業者からの報復の恐れから下請いじめを受けている実態を話せなかったとする事業者、話した内容がどう活用されるのかよく分からなかったとする事業者がいた一方で、下請Gメンには熱心に話を聞いてもらえた、伝えた内容を下請取引の適正化に役立ててほしいと下請Gメンの活動を積極的に評価する事業者がみられた。

(4) まとめ

上記のように、下請事業者は、下請取引の適正化のため、法制度に係る対応も含め様々な取組を国に求めている。また、下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けながらも、下請法の保護が受けられない事例も存在している。

関係省庁による実態把握の取組は行われているが、このような状況及び「国による問題事案の積極的なすくい上げ」を求める事業者も相当数いることを踏まえると、関係府省は、下請事業者の有する行政ニーズ等を含め、現場実態の把握を引き続き行っていくことが必要と考えられる。中小企業庁が設置した下請Gメンは、国の側から現場に積極的に出向き、下請取引の実態把握などを行う能動的な取組であることから、今後も一層の活動強化が求められる。中小企業庁は、平成30年4月以降、下請Gメンの体制を80人から120人超に増強し、年間4,000社以上の訪問ヒアリングを行う予定としているが、こうした体制の強化に加え、現段階では必ずしも十分に認知されていない下請Gメンの認知度の向上に一層取り組むとともに、下請Gメンの活動に対する下請事業者の様々な意見や期待などを踏まえながら、事業者へのアプローチの仕方に関する工夫などを通じて下請Gメンの実態把握活動の実効性をより高めていくことが期待される。

また、これに関連して、下請Gメンによる実態把握を妨げる要因の一つに下請事業者が抱く「親事業者との取引関係への悪影響（親事業者からの報復）に対する恐れ」があることが今回の調査で確認されている。この「報復の恐れ」については、下請Gメンだけでなく、前掲図表4-①のとおり、「下請いじめをなくすために必要な取組」にも挙げられており、また、前掲3でみたとおり、国の相談窓口の利用を低調にしている要因の一つでもある。報復行為は下請法において禁止されているが（建設業法は規定なし）、現在のところ、相談を受けた事案や指導を行った事案について、その後の取引状況がどうなっているかはフォローしておらず、報復の有無を把握する何らの取組も行われていない。取引の不継続が報復によるものか

否かの判断が極めて難しいことは論をまたないが、今回の調査でも明らかのように、「報復の恐れ」への対策が下請事業者にとっても行政施策の推進にとっても重要な課題であることも事実である。こうした点を踏まえ、関係府省には、前掲3で指摘した相談等の対応後の取引関係のフォローに着手することを含め、報復に関する実態の把握や対策の検討に取り組むことが求められる。